

9月16日（火）

令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

2 番	永 山 敏 郎	（県民連合立憲）
3 番	今 村 光 雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工 藤 隆 久	（ 同 ）
5 番	山 内 いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	山 口 俊 樹	（ 同 ）
7 番	下 沖 篤 史	（ 同 ）
8 番	齊 藤 了 介	（ 同 ）
9 番	黒 岩 保 雄	（ 同 ）
10番	渡 辺 正 剛	（ 同 ）
13番	外 山 衛	（ 同 ）
14番	脇 谷 のりこ	（未来への風）
15番	松 本 哲 也	（県民連合立憲）
16番	坂 本 康 郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重 松 幸次郎	（ 同 ）
18番	野 崎 幸 士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐 藤 雅 洋	（ 同 ）
20番	内 田 理 佐	（ 同 ）
21番	川 添 博	（ 同 ）
22番	荒 神 稔	（ 同 ）
23番	日 高 博 之	（ 同 ）
24番	福 田 新 一	（ 同 ）
25番	本 田 利 弘	（ 同 ）
27番	岡 師 博 規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷 恵 美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井 本 英 雄	（自民党同志会）
30番	岩 切 達 哉	（県民連合立憲）
31番	中 野 一 則	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱 砂 守	（ 同 ）
33番	安 田 厚 生	（ 同 ）
34番	坂 口 博 美	（ 同 ）
35番	山 下 寿	（ 同 ）
36番	山 下 博 三	（ 同 ）
37番	二 見 康 之	（ 同 ）
39番	日 高 陽 一	（ 同 ）

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	平 山 文 春
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一
人事委員会事務局長	日 高 正 勝

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
事 務 局 次 長	久 保 範 通
議 事 課 長	菊 池 博
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 一般質問

○日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。本日も平日の午前中にかかわらず、たくさんの傍聴をいただき、ありがとうございます。

さらに今回は、次期の宮崎県議会議員選挙に立候補を予定している方も複数来られる予定になっております。私の一般質問は模範にはならないと思いますが、参考になるような一般質問にしたいと思っていますし、また私だけではなくて、ほかの議員の方々の一般質問も聴いていただき、今の宮崎県政の行政課題は何なのか、また今後の宮崎はどうあるべきなのかをしっかりと捉まえていただいて、次の県議会議員選挙に備えていただければと思っています。

それでは、まず、東九州新幹線整備に関する質問から始めます。

去る7月18日に、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会主催で、青森大学の櫛引素夫教授をお招きし、「東九州新幹線のスタートラインの論点整理」と題した講演会が開催されました。

私はてっきり、新幹線整備を強力に後押しし、河野知事が言われる県民の意識醸成や意識高揚につながるような講演会になるものと思い、また、河野知事の政治姿勢をバックアップするような内容になると思ったのですが、内容はとてもシビアで、新幹線がもたらす変化、影響を客観的に捉え、可能性と問題を明確にし、

今後50年スパンで取り組まなければならない課題に強い覚悟を持つことを求められた講演会だったと受け止めました。

具体的には、東九州新幹線整備は目的ではなく手段でなければならないこと、つまり新幹線整備は、整備後の利活用や都市形成ビジョンのほうが重要であることや、観光客が増加しても一過性であってはならないこと、交流人口の増加は期待できたとしても、定住人口の増加にはつながらない時代であること、新幹線が整備されれば空路・航空機利用者や並行在来線利用者は減少すること、何より開発行為に伴う長期にわたる環境への負荷と多額な財政負担が生じることなどなど、35項目のポジティブな効果を挙げられましたが、同時に32項目のネガティブ効果も挙げられていました。

そこで、今後取り組むべき課題へどう対応していくのかを以下の質問で伺ってまいります。まず初めに、櫛引教授の講演を聴かれて、河野知事はどのような感想をお持ちになったのかをお答えください。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

この講演は、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会の会員である県議会や市町村議会、県内自治体の首長を対象に、新幹線整備の現状を学んでいただくための研修会として企画したものであります。青森大学の櫛引教授に「東九州新幹線のスタートラインの論点整理」をテーマに説明をいただきました。

新幹線整備の現状や東九州新幹線の可能性と課題について整理された内容で、今後の新幹線整備の実現を目指す上で、大変有意義なもので

あったと考えております。

講演では、御指摘がありましたとおり、「新幹線はまちづくりの手段である」という視点の必要性について触れられておりました。手段であって目的ではないんだということ、そして、単に駅前を立派にしたいとか観光誘客を進めていきたい、そういうことではなしに、まちづくり全体のビジョンが大事であると。大変重要な指摘であると思いますし、沿線の他県との連携、さらには他の基本計画路線との連携により、50年という長いスパンを視野に入れながら取組を進めていくべきだと、そのような提言もいただいたところであります。

御参加いただいた皆さんにも、将来の暮らしや産業の発展において、新幹線の果たす役割や意味を改めて認識していただく契機になったものと考えており、意義深い講演であったと受け止めております。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 東九州新幹線整備が実現するとすれば、現在整備中の北海道新幹線、北陸新幹線、西九州新幹線らが開通後にしか着工されず、これらの路線が全線開通するまでに順調にいても約30年を要し、その間に、現在、東九州新幹線は基本計画路線ですから、これを整備計画路線に引き上げなければなりません、いまだもってめどが立っておりません。

もし整備計画路線へところぎ着けられたとしても、優先順位は国が選定するので、もしほかの整備計画路線よりも早く着工できたとしても、完成までにはさらに20年もの月日がかかることを櫛引教授は指摘されています。

さらに教授は、「新幹線が夢の超特急かのような残像から抜け出し、新幹線が地域にどこまで適合するのか否かを検証する地域政策としての分岐点に来ている」とまで指摘されていま

す。

そこで知事に伺います。なぜ知事は知事就任直後から整備促進のために力を入れてこなかったのか。また、ここに来て専門家からは慎重論も出る中、知事は整備ルート調査などに着手されるなど前のめりになられているのか。

そもそも知事は、50年後、手段としての新幹線が整備されたとした後の宮崎をどう具体的に描かれているのか、そのビジョンを教えてください。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線の取組については歴史があるものでありまして、沿線の4県1市で東九州新幹線鉄道建設促進期成会を昭和46年に設立し、その翌年には本県知事が会長となって要望活動を続けてまいりました。私も知事就任後、平成24年度からは、直接国に対し、早期整備や財源確保などの要望を続けてきたところでございます。

そのような状況の中で、これまでも御説明しておりますが、国の令和5年の骨太の方針や国土形成計画において、地域の実情に応じた今後の方向性について調査・検討するという一歩踏み込んだ方針が示されたことを踏まえ、本県での新幹線整備に向けた議論をさらに活性化し、将来に向けたビジョンというものをしっかりと県民の間で議論し、地域の要望につなげていきたい、そういう思いで取り組んでいるものでございます。

新幹線は、新たな人の流れを生み出し、交流人口や関係人口を増加させる、そのような大きな効果があるものと考えております。

今年は、1975年に山陽新幹線が全線開通して50年という節目の年であります。その整備というものが、この九州において、福岡の大きな発展につながっているということを考えますと、

新幹線が地域の振興に果たす役割というのは極めて大きなものがあるかと考えておられて、今後とも、将来の夢というものを今我々が議論することで未来につなげていきたい、そのように考えております。

○図師博規議員 昨年実施された東九州新幹線等調査結果が公表されております。この中で、日豊本線ルート、鹿児島中央先行ルート、新八代ルートの3ルートの沿線の延長距離や、主要都市からの所要短縮時間、また整備費などが示されています。

これによると、隣接県はもちろんのこと、県内でも路線の沿線自治体となる可能性がある市町村からは、どのルートが選定されることになるのか関心が寄せられています。

最終的には国交省の判断になるのですが、知事としては、3ルートのうち、どのルート整備を最も重要視されているのかお答えください。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線整備は、国家的なプロジェクト、国が決定した基本計画に沿って行われるものでありまして、これまでと同様、本県において、基本計画路線である日豊本線ルートの整備を目指す姿勢に変わりはありません。

今回、改めて新八代ルートも含めた調査を行ったのは、あらゆる可能性を将来につないでいくことが重要である、さらには、県民の間でさらに議論の活性化を図って進めていく必要がある、そのような思いで、そういう選択肢も加えて調査を行ったものでありまして、本県における将来の新幹線整備の実現性を高める上で、しっかりとこうした様々な選択肢というものを踏まえながら議論を深め、関係県・市とともに整備実現に向けて取り組んでまいります。

○図師博規議員 明確な御答弁をいただきまし

た。日豊本線ルートに一番重きを置くというお答えだったと捉えております。

1971年に、福岡県、大分県、鹿児島県、北九州市と本県の4県1市で東九州新幹線鉄道建設促進期成会が発足しており、現在は河野知事が会長を務められています。その流れをくむ上でも、日豊本線ルートに重きを置かれるのだと思います。

既に50年前から活動してきている4県1市の建設促進期成会は、どんな活動をされ、どのような成果を上げられてきたのでしょうか。そして、今後さらなる強力な建設促進へのアクションが必要ですが、知事は会長として、今後この期成会をどう動かしていくお考えがあるのかお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、昭和47年から、歴代知事が会長という立場で、毎年、国への要望を繰り返してきたところであります。先ほど議員も御紹介されましたとおり、国からは、現在の整備新幹線の整備が済んだ後のプロジェクトになるということとをずっと言われ続けてきたところでございますが、先ほど答弁しましたような、国の令和5年の骨太方針で一步踏み込んだ表現がなされたこの機を捉えて、さらなる機運の醸成を図っていきたいということでの今の新たな調査、そして、大分も含めた他県との連携をしながら、シンポジウム等も展開していきたいと考えているところであります。

期成会におきましては、今年3月に決定した東九州新幹線のロゴマークを活用したPR活動を行うこととしておりますし、大事なことは、櫛引教授の御指摘がありましたように、各県が単独で行うのではなしに、沿線の自治体が連携して、その地域における機運を高めていく、さ

らには、九州全体としても、このプロジェクトを位置づけて議論を深めていくということも大事ですし、九州以外の他の基本計画路線との連携により、次なる新幹線構想に向けた議論を深めていくこと、このような展開を進めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今御答弁にもありましたが、やはり新幹線整備を促進するには、関連する沿線自治体が一体となった動きが必要でございますが、隣接県、県外だけではなくて、県内の市町村との連携も必要かと思えます。

知事、ここで、県内の市町村との連携をどう取られるのか。例えば、宮崎市、都城市、延岡市、この辺りの主要都市との連携協議、具体的な協議は早く始めるにこしたことはないと思われませんが、知事の中でそのビジョンがありますか。

○知事（河野俊嗣君） 県としては、こういう新たな調査を行うことにより議論の材料を提供し、これからしっかり盛り上げていきたい、議論を深めていきたい、そのような段階でございます。

どちらかという、県民の間では、宮崎には新幹線は無理ではないかという諦めの空気というものが漂っているのではないかと、いやいやそうではないと、しっかり将来に向けての課題として位置づけようということで、今こういう展開をしているところでございます。

今、自治体との連携ということでの御指摘がありますが、自治体とのまちづくり、それぞれ様々な思いもございましょう。これからさらに議論が深まっていくものと期待しております。

○図師博規議員 次に行きます。県民の理解を深めていくためには、新幹線整備に関するメリットとデメリットも併せて提示し、判断を仰

いでいく必要があります。

その際の関心事の一つに、整備費に係る本県負担分がどれほどになるのかがあると思われま。この件につきましては、以前も質問があり、その際に答弁で、日豊本線ルートになった場合、総事業費は3兆8,068億円で、このうち、国が3分の2の負担、地方が3分の1の負担で、本県が負担する費用は約4,900億円になると試算されているという内容でございました。

費用負担の一部は地方交付税措置があるとはいえ、財政硬直率の高い本県は、到底その費用を短期間で捻出できるわけもなく、長期的な基金造成と、その代償としての大幅な県行政サービスの削減が余儀なくされると想像されます。

新幹線整備に関する財源確保について、どのようなビジョンがあるのか、これは総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 現在の整備新幹線における財源スキームは、全国新幹線鉄道整備法に規定されており、JRからの貸付料収入を充てた残りの整備費用について、国が3分の2、地方自治体が3分の1を負担することとなっております。

この自治体負担については、整備法において、新幹線整備に伴い自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国が必要な措置を講じるよう努めることとされ、自治体負担額の90%まで地方債の発行が認められるとともに、その元利償還金の50%から70%の範囲内で、国から地方交付税による措置が講じられます。

また、全国知事会や九州知事会では、新幹線整備の新たな財源となる新幹線施設の貸付料算定の見直しなどについて、国へ提言・要望を行い、地方負担のさらなる軽減に向けて働きかけ

ております。

○図師博規議員 現在の国のスキームでも、2,000数百億円の起債、地方債の発行はやむを得ないという状況を今御説明いただいたところでは。

さらに、櫛引教授が講演会の中で複数回取り上げられていた内容が、並行在来線問題です。

新幹線整備が進むことで、そこに並行して走る日豊本線や吉都線は間違いなく減便となり、通学や通院等での生活の足として利用されていた県民には不利益となります。

県民が不利益を被るような新幹線整備では、県民の理解も得にくいと考えますが、並行在来線問題に関して、知事はどのような見解をお持ちでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） この財源の問題、並行在来線の問題は、最初から新幹線問題に係る重要なテーマということで、御指摘のとおりでございます。

新幹線と並行する形で運行します並行在来線の経営は、JRにとって過重な負担となる場合があるため、新幹線開業時にJRの経営から分離される事例が多く見られます。

並行在来線は、地域の交通手段として第3セクター方式などによる存続が図られる中で、利用者減少や利便性の維持、自治体による運行経費の負担などの課題が生じるケースもあると伺っております。

東九州新幹線は、基本計画の段階であり、国において詳細なルート検討もなされていないため、現段階において既存の在来線への具体的な調査は行っておりませんが、将来、経営分離がなされた場合、影響が生じるものと考えております。

このため、県民向けのシンポジウム等におい

て、並行在来線の課題についても説明を行っているとありまして、引き続き、このような課題も含めて幅広い議論を行ってまいります。

○図師博規議員 御答弁のとおりです。並行在来線については、自治体による運行経費の負担などが今後求められてくる可能性が十分あると、御認識いただければ大丈夫です。

それでは、続きまして、昨年実施された東九州新幹線等調査において、建設開始を2045年度、運行開始を2060年度と想定された費用便益、いわゆるB/Cの試算結果も公表されています。

この費用便益とは、事業から得られる社会的恩恵を事業に係る費用で割った比率であり、公共事業の投資の妥当性を客観的に評価する数値として用いられています。この数値が1以上であれば、便益が費用を上回り、事業実施に値すると判断され、1を下回ると、事業実施は不適切と判断されることが一般的です。

ちなみに、今整備中の北陸新幹線金沢―敦賀間の費用便益の数字は1.0です。では、東九州新幹線の費用便益試算結果を見ますと0.5です。

民間事業であれば到底着手不可能な数値であり、公共事業においても民間事業感覚が求められる現在において、東九州新幹線は本当に着手すべき事業なのか、改めて知事の御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど申し上げました、50年前の山陽新幹線は、地元負担なしで整備がなされているものでありまして、その後の整備新幹線は、地元負担3分の1ということで今整備が進められております。

その中で、費用対効果というものがより強く

議論なされるところであります。国が定めた基本計画路線というものを、そのように方針も変えながら地元の負担を高めていく、その在り方というのはいかなるものであろうかということも、しっかりとした論点を我々提示する必要もあろうかと思えます。

費用対効果、いわゆるB/Cが1を上回ることで着工に当たっての目安とされているところでもあります。

昨年度のルート調査では、B/Cが1を下回るケースもありますが、国の示した算定マニュアルにおきましては、1を下回ることをのみをもって、社会的に不必要な事業との評価に至るものではないとされているところでもあります。あくまでこれは目安ということでもあります。

新幹線整備は国家プロジェクトでありまして、B/Cにとどまらず、地域の交流促進、経済の活性化、災害時の代替輸送、将来世代にわたる生活基盤の強化など、長期的かつ広域的な観点から評価されるべきものであります。

新幹線は本県が将来にわたり発展していくための重要な交通基盤であるという思いの下、引き続き、整備の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

○図師博規議員 御答弁にありましたが、新幹線整備が地元負担なし、もしくは大幅に減額される形で進むという場合は、民間主導で、民間に資金投資をしていただくという前提があつてのことなので、日豊本線ルートでJRが優先的に民間資金の投資をしていただくような動きが出てくるとするならば、可能性は大きくなるものと考えます。新幹線の整備に関しては、また今後も情報を収集していきたいと思えます。

次の質問に移ります。次に、カンショ苗の茎根腐細菌病発生状況に関する質問です。

先日の代表質問でも取り上げられましたが、生産者からの声を代弁する追跡質問をさせていただきます。

このカンショ苗茎根腐細菌は、もともと土壌に微量はある常在菌で、生産者の方も日頃より土壌分解資材などで対処され、細菌増殖には細心の注意を払われています。

にもかかわらず、生産者からの情報によりますと、カンショ苗の供給元である宮崎バイオテクノロジー種苗増殖センターから配布された苗が、植える前に腐敗していることが目視で確認できたため、至急バイテクセンターに通報されました。

しかし、この通報前に既に生産者へ供給済みの苗も多数あり、植付けが終わっている生産者も多数いらっしゃるようです。

ただでさえカンショは県南地区を中心に基腐病の被害が出ており、それに拍車をかける感染細菌を県のバイテクセンターの供給苗が拡大させるようなことがあってはなりません。

そこでまず、通報前にバイテクセンターから既に供給された苗がどれほどあつたのか、どの地域に配布されたのか、そして、その苗の作付面積がどれほどになるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県では、カンショ苗の安定的な供給を図るため、県総合農業試験場の隣接地に、県や市町村、JAで構成する宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センター、いわゆるバイテクセンターを設置し、生産に必要な苗の6割に当たる約100万本の苗を毎年供給しています。

当センターでの茎根腐細菌病の発生については、本年5月に疑いの報告を受け、試験場がカンショ苗を栽培しているハウス13棟全てを検査

したところ、7棟において苗増殖用に植え付けていた約19万株のうち、88株の発生を確認したものです。

また、これら7棟から本年4月と5月に供給済みの苗は、栽培面積で約13ヘクタール分に相当する約40万本となっており、児湯地区や宮崎中央地区など、9つのJA地区本部へ供給されています。

○図師博規議員 それでは、児湯地区など9つのJAに供給されていた苗ですが、実は生産者から、2～3年前からカンショの茎根腐れが増えて収穫量が減っており、ひょっとしたら、この頃からバイテクセンターの苗が感染源だったのではないかとという声も出ています。

センターでの茎根腐細菌病の発生はいつから把握していたのか、苗を出荷停止にするまでどういう経緯をたどられ、迅速な対応がされたのかどうか、再度、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 茎根腐細菌病については、生態や防除方法などが解明されていないことから、県では、本年5月に初めて発生を確認した後、直ちに国の研究機関等へ助言を仰ぐとともに、バイテクセンターやJAと連携して緊急的な対応を行っております。

具体的には、発生確認の翌日には、予約苗約10万本全ての供給を停止するとともに、この措置で影響のあった農家に対しては、他の種苗業者の苗をあっせんするなど、今期の作付への影響を緩和する対応をしたところです。

また、当センターから4月以降に供給済みの苗については、JAと県で緊急的に生育の調査を実施し、病気が疑われる苗の抜取りを行うとともに、既に植付けが終わった圃場でのドローン防除を支援したところです。

○図師博規議員 それでは、バイテクセンター内でどのような防疫体制となっていたのか、それを取られていたにしても、なぜセンター内、ハウス内で、細菌、病原菌が蔓延状態になってしまったのか、再度、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） バイテクセンターで発生した原因は、国等の研究員の見解によると、この細菌がもともと土壌に常在していることや、生育を早めるためにハウス内を高湿多湿にする管理に加え、春先の急激な気温上昇など、複数の要因により、発生しやすい環境となったのではないかと示唆されています。

このため県では、これまで行ってきた土壌やハウス等の消毒に加え、細菌の活動が盛んにならない温度、湿度での管理を指導するとともに、土壌からの感染を防ぐために、苗を容器に植え付け、土壌と直接接触しないよう、ベンチの上で管理する生産方式へ切替えを進めているところです。

県としましては、引き続き、カンショ苗の安定供給に努めてまいります。

○図師博規議員 この苗の感染が確認されてから、ドローンでの防除なんかもしておられるようですが、実は、カンショ苗が出荷停止になる前に、感染していた可能性がある苗を植え付けた生産者らから、今月中に収穫が始まるという話を聞いています。

つまりドローンで防除したとて、既に根のほうに感染しているのであれば、掘ってみないと分からないというのが茎根腐細菌病の現状のようです。

もし茎根腐病に感染してしまい、焼酎原料用にもならず、種芋にも使用できない芋がどんどん出てくる状況になってしまいますと、収入が

激減する生産者が多数出てまいります。

そのような状況に至った場合には、県としてどのような対応をするのか、私は所得補償をしっかりとすべきだと考えますが、農政水産部長のお考えをお聞かせください。

○農政水産部長（児玉憲明君） バイテクセンターから本年4月と5月に苗を購入し、植え付け後に茎根腐細菌病の疑いにより抜取りをした農家に対しては、バイテクセンターが苗代の返金をする方向で調整を行っております。

また、現時点において病気が確認されておらず、栽培を継続している農家については、収穫作業が終了するまで、JAと県が連携して、収量が大幅に減少する農家がないか、生育状況の追跡調査や巡回指導を行っております。

今後とも、バイテクセンターの苗を購入した農家について、来年の作付意欲に影響が出ないよう、JAとも連携して丁寧な対応を行ってまいります。

○図師博規議員 ぜひ丁寧な聞き取りをされ、また、収穫量の追跡調査をされた上での対応を取っていただきますよう申し述べておきます。

それでは、次の質問に参ります。危機管理体制と訓練の必要性について伺ってまいります。

先日、新田原基地関係者との意見交換を行い、能登半島地震の際の航空自衛隊小松基地の任務遂行状況の説明を受けました。

具体的には、令和6年1月1日から5月までの間に、派遣自衛隊員を約2万人受け入れ、自衛隊ヘリを350回離発着させ、給水支援実績約1万トン、給食支援実績約2万食、医療支援実績として、救護所支援、巡回診療・搬送支援等合わせて約500人もの方々を小松基地だけで救われております。

本県においても、南海トラフ巨大地震が30年

以内に発生する確率が80%に引き上げられており、今後さらに関係機関との危機管理体制の拡充が不可欠な状況となっております。

そこで、南海トラフ地震発生時に宮崎空港が壊滅的な被災をした場合、新田原基地との連携はどのようなシミュレーションがなされており、それらを基にどのような具体的な訓練が実施されているのか、またその予定があるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 南海トラフ地震が発生した場合、宮崎空港は津波等による甚大な被害が想定されることから、ヘリコプターなどの航空機を活用した応急対策活動のための拠点施設を、宮崎空港以外にも確保しておく必要があります。

このため県では、南海トラフ地震の応急対策活動計画において、新田原基地を救助活動のための航空機用活動拠点や、重症患者の医療搬送を行う航空搬送拠点の一つに位置づけております。

また、宮崎空港に駐機している県有ヘリの緊急避難場所としても、新田原基地を活用することとしております。

新田原基地も参加した訓練については、大規模災害時の救助活動等を想定して実施しているところであり、今後とも、連携を深めながら必要な備えを進めてまいります。

○図師博規議員 今年1月に、県が高鍋町の農業大学校内に、県内最大規模の災害支援拠点を整備されています。

災害時を想定し、県トラック協会等と緊急輸送に関する協定が交わされているようですが、道路が寸断された状況ではヘリ輸送が中心となり、県の防災ヘリだけではなく、自衛隊ヘリへの出動要請をされることになると思われます。

具体的に、民間輸送会社や自衛隊と連携し、災害支援拠点からの輸送シミュレーションや合同訓練などは実施されていますか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害が発生し、道路や水道、電気などの社会インフラが寸断される中、被災者へ迅速な物資供給を行うためには、自衛隊など関係機関との連携は重要であります。

このため、県ではこれまで、災害時の物資の受入れや輸送に関して、関係機関も参加する図上及び実動型の訓練を行い、対応手順の確認や連携体制の強化を図ってきました。

また、今年度の県総合防災訓練では、自衛隊や県トラック協会などの物流関係団体と連携し、新たに高鍋町に整備した災害支援物資拠点施設から、各市町村の拠点施設等へ物資を輸送する訓練を行う予定です。

今後とも、災害時に円滑な応急対策活動ができるよう、関係機関との連携を図りながら必要な取組を進めてまいります。

○図師博規議員 ぜひその有効的な訓練を続けていただければと思います。

次の質問に移ります。

先日、地元の商工会総会に参加させていただきました。議事進行はスムーズでしたが、総会終了後、宮崎県商工会連合会から、現在検討中の宮崎県商工会あり方プランの説明がありました。

その中で、商工会は、中山間地域の最後のとりでとして、小規模事業所や地域住民から頼りにされる存在であるとされながらも、県内35商工会の財政シミュレーションでは、10か所の商工会が単年度赤字になっている現状や、今後、県や市町村からの補助金がこれ以上増えること

は難しい状況が示されました。

その後で説明されたのが、商工会の経営指導員の合同設置イメージや、経営・情報支援員の広域連携イメージについてでありました。具体的には、木城、三財、西米良の商工会を1つのブロックとして経営・情報支援員を配置し、業務の効率化や標準化を図るというものでした。

その説明を聞いて私はすぐに手を挙げ、木城、三財、西米良の商工会を行き来するだけで、今まで以上に時間を要し、とても効率化につながるとは思えないし、今後、財政健全化の名目で小規模商工会の合併を進めていく前段階になるのではないかと苦言を呈したところ、会場からも賛同の声が上がりました。

実際、このプランの経営指導員の合同設置や経営・情報支援員の広域連携はどのような内容なのか、担当部局として情報収集している内容と県の受け止めについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 宮崎県商工会あり方プランにつきましては、県商工会連合会において、事業者に対する支援体制の確保や業務効率化などを目的に、現在、検討が進められております。

このプランにある経営指導員の合同設置については、現在の人員を活用しながら、小規模な商工会が連携し、共同して事業者への支援を行うことや、先輩職員から若手職員への職場内研修などが想定されていると伺っており、県としては、支援体制の確保や経営指導員の資質向上につながるものと期待しております。

また、業務等の広域連携についても、記帳代行など定型業務での実施が想定されており、職員の業務負担の軽減や共同処理による業務の標準化が図られ、業務効率化につながるものと考

えております。

○図師博規議員 今の答弁ですと、小規模な商工会の合併が前提ではないかという疑念は払拭されておられません。

再度、商工観光労働部長にお伺いしますが、経営・情報支援員の人員削減はないんですね。

また、小規模商工会も今後しっかり存続できるのかということについて、商工観光労働部長の見解をもう一度お伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 宮崎県商工会あり方プランにつきましては、県商工会連合会におきまして、事業者に対する支援体制の確保や業務効率化などを目的に、現在、検討が進められているものと承知しております。

人員の配置ですが、こちらにつきましては、県商工会連合会において検討されるものと認識しておりますけれども、人員削減の有無については伺っておりません。

○図師博規議員 人員削減はないという御答弁でしたし、また、県からの補助金が削減されなければ人員削減も起こらないので、今後も県として、商工会連合会並びに地域商工会の支援にしっかり尽力していただきたいと思います。

続けます。経営指導員や経営・情報支援員は減らされないということがありましたが、それでも、少子高齢化、人口減少が急激に進む地域においては、商工会運営が厳しくなることは明らかです。

しかし、地域活性化の中核を担い、小規模事業者に寄り添えるのは商工会だけであり、今後さらに増加する買物難民や交通難民などへ手を差し伸べる手段を講じられるのが商工会です。

全国的には、商工会と自治体が連携し、地域の農畜産物を活用した特産品開発や、地域活性化イベントを積極的に共同開催し、商工会会員

の会費や手数料を増額することなく財源確保をしているところもあります。

本県は、商工会との連携でどのような成果を上げ、どう地域振興につなげているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、県商工会連合会及び各商工会の人件費や活動経費に対する支援を行っているほか、県商工会連合会に職員を派遣するなど、日頃から様々な形で商工会と連携を図り、地域経済の活性化に向けて取り組んでいるところです。

この中でも、今年度は、県内事業者の稼ぐ力を強化し、持続的な賃上げを後押しするため、商工会と連携し、生産性向上や新事業展開等に向けた取組も進めております。

また、地域振興に向けた取組事例については、各商工会において、宅配サービスなど買物弱者に対する支援や軽トラ市の開催、街路灯の維持管理など、それぞれの地域の実態に応じた取組がなされているところです。

○図師博規議員 今後も引き続き、地域商工会との連携強化を期待しております。

次の質問に参ります。

先日、有料老人ホームや小規模多機能型居宅介護、また養護老人ホーム、そして訪問介護事業所等を経営されている方々10名にお集まりいただき、今後の宮崎における高齢者福祉に必要な政策について意見交換をしてきました。

本県の福祉行政に関する様々な要望が寄せられると思いきや、冒頭より続々と出された意見は、「既に経営に行き詰まっており、いつ事業を廃止するのかを考えている」や「ここ2～3年で内部留保は吐き出してしまい、今後は人員を削減するかボーナスを減額せざるを得ない」など大変厳しい経営状況報告が続き、さらに

「団塊の世代が後期高齢者になり、2035年から2040年には高齢者人口がピークを迎えるが、それ以降は高齢者施設が供給過多となり、倒産が増加すると言われている、いわゆる福祉の出口問題は、既に宮崎では始まっているんだ」という発言があったときに、一同大きくうなずかれています。

確かに、この福祉の出口問題の前倒しは全国的に波及しており、朝日新聞によりますと、昨年だけでも全国で784件の介護事業者が倒産及び事業の休廃止に追い込まれています。

この状況を放置してしまうと、高齢者人口がピークを迎える前からサービス提供事業所が地域からなくなり、介護保険料を払っても介護を受けられない高齢者が急増することにつながりかねません。

このことを如実に表している調査があります。警察庁から公表された内容では、昨年だけでも全国の65歳以上の孤独死が5万8,000人にも上り、このうち発見までに1か月以上かかった方が約5,000人おられ、单身でもなく同居者がいる世帯でも、高齢者が高齢者を介護する老老介護では、認知症がゆえに同居者の死亡に気づくのが遅くなる、いわゆる同居の孤独死も毎年200件ほど確認されています。

そこでまず、本県の高齢者関係事業所の最近の倒産及び休廃止の状況と、その主な理由について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢者施設等の休廃止の件数は、主なものとして、有料老人ホームでは、令和5年度が10件、6年度が8件となっており、市町村が所管する地域密着型サービスのうち、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護では、令和5年度が9件、6年度が8件となっております。

また、居宅サービス事業所のうち、訪問看護では、令和5年度が10件、6年度が8件、通所介護では、令和5年度が22件、6年度が18件、訪問介護では、令和5年度が26件、6年度が39件となっております。

休廃止の主な理由としては、人材不足や採算が見込めないことなどとなっております。

○図師博規議員 今、数字を羅列していただきましたが、足し算をしますと、ここ2年間で158事業所が倒産もしくは休廃止に追い込まれ、ドミノ倒しのように増加していることが示されました。現在のところ、高齢者事業所は新規参入者もいらっしゃるのですが、急激に介護難民が増加している状況には陥っていないようですが、本県は県民当たりの有料老人ホームベッド数は全国トップクラスなので、近い将来、サービス供給過多からの経営難となる事業所が増えてくることは間違いありません。

現在、最も経営難に追い込まれているのが、国の訪問介護報酬減額というばかげた政策により、もろに影響を受けている訪問介護事業所です。2年間だけでも本県で65か所の訪問介護事業所が休廃止となっていることは、とても看過できる状況ではありません。

訪問介護の介護報酬が改悪となった状況に対する支援を講じるべきだと考えますが、事業所を守るための施策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 訪問介護事業所は、昨年4月の介護報酬引下げの影響を受け、厳しい経営環境にあると認識しております。

このため県では、今年度、地域医療介護総合確保基金等を活用し、訪問介護事業所に、人材確保や経営改善に要する経費の補助や、処遇改

善加算の新規取得等の支援を行っております。

加えて、物価高騰に対する支援金として、1事業所当たり5万円、中山間地域等に所在する場合には、7万円の支給を行ったところであります。

また、介護報酬について、物価変動が毎年反映されるよう、国に対して直接要望を行うとともに、全国知事会を通じて、令和9年度の次期改定を待たず、報酬の臨時改定を行うことなどを国に要望しております。

○図師博規議員 1か所の事業所につき5万円、中山間地域に関しては7万円の支給ということですが、これは年間ですよ。じゃ年間これぐらいの補助金で事業の健全化が図れるか、とても難しい内容だと思います。

さらに、どの事業所も抱えるのが介護人材確保の問題です。この対策については、全国各地の自治体が支援策を打ち出しており、特に外国人材の受入れに関しては、既に競争が激化している状況です。

本県としても、この人材確保競争に積極的に参戦する必要がありますが、どのような取組をされているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、介護事業所が行う留学生への奨学金支給、資格取得のための経費や家賃に対し補助を実施しております。

また、国内外で外国人材の獲得競争が激化していることから、令和6年度より、事業所と外国人材のマッチング支援や、海外現地で本県での介護の仕事をPRする事業に取り組んでおり、今年度はインドネシアを訪問し、地元の学生にPR等を行ったところです。

これらの取組により、県内の外国人介護人材

数は、令和6年12月時点で718人と、1年間で約350人増加しており、これまでの成果が出てきているものと考えております。

今後は、長く宮崎で活躍してもらえるよう定着支援に取り組むとともに、積極的な人材確保の取組を進めてまいります。

○図師博規議員 千葉県では、ベトナム政府と覚書を締結し、ハノイの日本語学校5校と介護を学ぶ留学生を支援する、千葉県留学生受入プログラムを実施しています。

具体的には、県と介護施設が合同でハノイの学校に在籍中から学費の支援を行い、日本に来てから日本語学校と介護福祉士養成学校に通う3年間の居住費を助成し、さらに学費を修学資金として貸し付ける制度まで整え、介護人材ががちり囲い込むことに成功しています。

本県もぜひ、介護事業所に支援金を出すのではなく、介護人材、学生なり今後宮崎を選んでくれる方々に直接支援金を届けるような政策立案が必要だと考えます。

次の質問に移ります。

7月19日に、高次脳機能障がい家族会と県障がい福祉課の意見交換会が開催されたので、私も参加させていただきました。会場となった県総合保健センターのリハビリテーション交流室は、当事者とその御家族等関係者で席が足りないほどのすし詰め状態でした。

県内には約7,000人もの高次脳機能障がいの方がいらっしゃるとう推計されていますが、家族会と県当局との意見交換が始められたことで、ようやく高次脳機能障がい福祉の入り口にたどり着いたという感があります。

意見交換の中では、専門機関やリハビリ施設の設置、相談支援体制の拡充の要望、先進自治体の取組の内容等が矢継ぎ早に飛び交い、熱気

を帯びた会場の中で、県側からの今後の支援方針等の発言がありましたが、具体的な資料の提示すらなかったことを即座指摘され、建設的な意見交換とは言い難い光景でありました。

そこでまず、今回の意見交換で出された内容を含め、当局はどのような見解を持たれているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 7月19日に開催されました高次脳機能障がい家族会との意見交換につきましては、出席した職員から報告を受けておりまして、皆様の日頃の御苦勞や生きづらさなどを再認識するとともに、高次脳機能障がいを取り巻く様々な課題の解決に向けて、着実に取組を進めていくことが重要であると感じたところです。

県としましては、当事者及びその御家族が地域で安心して生活を送ることができるよう、家族会をはじめ関係機関とのさらなる連携を深めながら、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

○図師博規議員 意見交換の中でも出されましたが、当事者や御家族の方は、相談して、適切な指導やリハビリ、そして就労につながるような支援を求められています。

現在、本県の当事者や御家族からの相談件数と支援体制はどうなっているのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高次脳機能障がいに関する相談支援につきましては、支援拠点である身体障害者相談センター及び宮崎大学医学部において対応しております。令和6年度の相談件数は263件であります。

相談に当たっては、内容に応じて、障がい発症の原因となる疾患などの聞き取りや心理士の専門的知見に基づく検査、支援協力医療機関の

案内などの対応を行っております。

適切な支援につなげるには、相談窓口の周知や支援ネットワークの活用が重要であるため、県では、相談窓口のさらなる普及啓発や支援体制の充実等に努めてまいります。

○図師博規議員 本県の1年間の相談件数は263件でしたが、これはちなみに、大分県ですと623件、熊本県ですと1,021件と、本県とは大きな開きがあります。

相談しても適切な指導が受けられないと、また相談しようという気持ちにはなかなかなりにくいので、支援体制プラス、その後のフォローまでしっかりされることが必要です。

続けます。高次脳機能障がいの支援協力医療機関は現在47施設、そして確定診断が可能な医療機関として22施設を県は公表していますが、実際、その医療機関を受診しても、確定診断はおろか、ほかの病院の精神科を受診することを勧められるなど、たらい回し状況にもなっているようです。

県が公表している医療機関は、どのような基準や体制をもって支援協力医療機関としているのか、また、医療機関リストの見直しをしていく考えがないのかどうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、地域において、高次脳機能障がいのある方に対し、診療や、身体機能、言語の訓練等を行うことができる47の病院等を支援協力医療機関として登録し、そのうち22の医療機関については、確定診断が可能な機関として県のホームページで公開しております。

これらは、令和4年度に、県内の整形外科や脳神経外科等を有する病院等を対象にアンケート調査を実施し、登録の意向を示された医療機

関となっております。

県としましては、支援協力医療機関の実態や他県における取組の把握に努めるとともに、登録に当たっての考え方やその役割について、当事者にとって必要な支援につながるよう見直しを図ってまいります。

○図師博規議員 見直しをされるという御答弁をいただきました。

次に、当事者の方、御家族の方が切望されているのは、やはり専門機関、高次脳機能障がい支援センターの設置であります。

国の法案化を待っていたのでは、開設がいつになるか定かではありません。熊本も鹿児島も徳島も、既に県が先行して支援センターを開設され、専門性の高いサービスを提供されています。

本県もできることを即座に始め、高次脳機能障がいの方々に福祉の入り口をつくっていただきたい。福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 現在、国において議論されております高次脳機能障害者支援法案では、地域における相談支援体制を強化するため、都道府県に高次脳機能障がい支援センターの設置を促すことが検討されております。

この状況を踏まえ、県では、先月、そのような機能を有するセンターを既に設置し、支援に取り組んでいる自治体へ赴き、現場で活躍されている関係者の方々から直接お話を伺うなど、情報収集等に取り組んでおります。

引き続き、高次脳機能障がい支援連絡会議などを通じて、家族会をはじめとする関係機関との議論を深めながら、当事者の実態に即した支援につながるよう、みやぎモデルとなるような支援センターの在り方について研究を進めてまいります。

○図師博規議員 熊本、鹿児島、徳島にできて、宮崎にできないことはありません。ぜひ前のめりで、支援策、具体的なセンター設置へ動いてください。

最後に、高次脳機能障がい家族会会長のお言葉をお伝えします。「花のように置かれた場所で咲きなさいという言葉がありますが、あれはうそです。置かれた場所で咲けないから障がい者は困っているのです。咲ける場所を県がセッティングしてください。これ以上、先延ばしにしないでください」という切実な声です。

どうか県も高次脳機能障がいの方々の現状をしっかりと捉まえて、今後、対策を講じていただくことを知事にもしっかりと申し伝えたところで、私の一般質問を終わらせていただきます。

（拍手）

○日高陽一副議長 次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。延岡市選出の内田理佐です。

まず、宮崎県史と神話について質問いたします。

本県は、日向神話のふるさととして、高千穂や西都原、日向など、あらゆる地域に天孫降臨や神武天皇東征などの神話の舞台が存在します。神話は、郷土の歴史・文化の根幹であり、県民の誇りであると同時に、観光資源としても、高千穂峡や美々津、西都原古墳群、鵜戸神宮など、国内外から注目される魅力となっております。これらは、これまでの県の取組である記紀編さん事業や、またキキタビなどの様々な事業のおかげだと感謝しております。

しかし、宮崎県史においては、神話の記述の多くが鹿児島県の展開として取り上げられており、本県独自の視点からの位置づけが十分ではないという課題があります。

学説的にも、三重大大学の宮崎照雄名誉教授が理系学者の視点から、初代天皇の神武天皇は、県北地区で暮らした後に東征したと主張しておられ、学術的評価を受けて賞を受賞されています。そういった点からも、宮崎県史における神話の記述が宮崎の展開でないのはとても残念に思います。

例えば、本県の宮崎県史をひもときますと、日向神話の舞台について、「構成上、日向（ひむか）の地名を借りただけで、実体はない」「借りてきた地名は鹿児島県内の地名」といったように、宮崎説を否定するかのような表現が記されています。

一方で、歴史的には、霧島山説（宮崎県高原町）、高千穂説（西臼杵地方）、笠沙の御前説（鹿児島県南さつま市、延岡市、西都市）など、複数の学説や伝承が併存しており、いずれも多く識者が論じてきた経緯があります。にもかかわらず、県史にはその多様性が十分に整理されていません。

一方で、県としては、日向神話のふるさと宮崎として観光振興を進め、国内外に積極的に宮崎説を発信し、県民の誇りとして神話を位置づけています。しかし、県史の記述では「実体がない」との表現が残されており、この点に非常に大きな違和感を覚えます。もし県史の記述と観光政策が大きく食い違ったままであれば、県民や観光客にとっても混乱を招きかねません。

実際に宮崎で、ガイドボランティアの説明の下、神話観光をされた方が大変感動され、後に宮崎県史を読まれたそうですが、そこには鹿児島説が取り上げられていました。宮崎県史と観光ガイド、どちらを信じますでしょうか。「ガイドさんの説明はうそなのか」と疑問を持たれたのは言うまでもありません。

私が度々議会で県史を取り上げているのは、県史は、我々のルーツや歴史を知るものであり、学問や政策にも役立ち、誇りを育てるものだと考えるからです。

神話を観光にどう位置づけ、地域振興へつなげていくのか。今後も日向神話を生かした観光振興に取り組むべきと考えますが、商工観光労働部長の見解をお伺いします。

また、神話は単なる観光資源にとどまらず、教育や地域の誇りにも直結する大切な歴史的資産です。学術的な解釈の広がりや歴史的経緯を踏まえつつ、神話をどう次世代に継承し、地域づくりに生かしていくのか。神話を生かした地域づくりについて、今後どのように取り組むのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、神楽のユネスコ無形文化遺産登録について質問します。

私は、2月議会においても質問させていただきました。その際、副知事からは、「神楽は本県が世界に誇る文化遺産であり、登録の優先度は最も高い」との答弁をいただき、国への要望や関係団体への働きかけを進めているとの説明がありました。

一方で、温泉文化の登録に向けた運動が全国規模で展開されています。

そこで、いよいよ10月から11月に候補の選定が行われるようですが、神楽のユネスコ無形文化遺産登録について、2月議会以降の進捗状況、そして、今後さらに全国の後押しを得ながらの登録実現に向けた取組について、知事の御所見をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、神話を生かした地域づくりについてであります。

本県には、県内各地に神話ゆかりの伝承地や神楽、祭りなどが数多く残されており、日向神話は、長年受け継がれてきた本県固有の貴重な文化資源として、県民の誇りや郷土愛の源になっているものと考えております。

御紹介いただきましたように、平成24年の古事記編さん1300年、令和2年の日本書紀編さん1300年、この大きな歴史的節目を捉えて、記紀編さん1300年記念事業に取り組み、改めて地域のこうした宝に光を当て、県内外への発信に努めてまいりました。

その後、令和5年に策定しました「みやざき文化振興計画」において、文化を活用した地域づくりを施策の柱に掲げ、神話を生かした地域の魅力向上や誘客促進、多様な主体が神楽を支える仕組みづくりなどに取り組んでおりまして、県民を対象とした神話講座や県内外での神楽公演、神話ゆかりの地を巡るキキタビなど、様々な施策を進めております。

また、大阪・関西万博において、9月3日から5日までの3日間、これは九州各県と連携して出展したものでありますが、本県のブースにおいては、神話の世界をイメージしたブースを設置しまして、VRで神楽の世界を体験いただくなど、多くの来場者の皆様に「神話のふるさとみやざき」をしっかりとPRすることができたと考えております。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、国スポ・障スポなどあらゆる機会を通して、本県の魅力を県内外に力強く発信するなど、神話を生かした地域づくりにしっかりと取り組んでまいります。

次に、神楽のユネスコ登録についてでありま

す。

神楽の2028年のユネスコ登録を目指し、今年度、提案候補に選定されるよう、全国の関係者とともに国に要請等を行っております。

今年は知事の会を設立し、5月には、東京で開催した機運醸成のための総決起大会も開催しております。それ以降も、大阪・関西万博をはじめとする各地での神楽公演など、関係者が一体となって神楽の魅力発信に努めております。

また、本県では、8月に県主催で神楽フェスティバルを開催し、子ども神楽や広島県の比婆荒神神楽などの公演を行ったほか、市町村においても、例えば3月の古事記物語inのべおかなど、神話と神楽に触れるイベントなどが開催されており、県全体として一体となって今取組を進めております。

ただ、ユネスコ登録はゴールではない、そのことも大事なことでありと考えております。神楽の価値をさらに高め、神楽の保存・継承に懸命に取り組む皆様に、自信や誇り、そして将来に向けた希望をもたらす、さらには、関係人口の増加や地域の活性化を目指していく、こういう様々な目的を持って取り組んでいるものでございます。

候補選定の吉報を、今年度の神楽シーズンに県内の皆様にもお届けできるよう、全国の関係者とともに、引き続き全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（児玉浩明君）〔登壇〕 お答えします。日向神話を生かした観光振興の取組についてであります。

本県に伝わる日向神話は、歴史的・文化的資源だけでなく、価値の高い観光資源でもあります。

このため県では、神話に触れながら神社やゆ

かりの地を巡るキキタビを展開し、記念御朱印の授与やスタンプラリー等を通じて周遊を図ってまいりました。

これらの取組により、神社では、魅力ある御朱印の考案や、手を清める水鉢に季節の花を浮かべる、いわゆる花手水による参拝者へのおもてなしにも結びついており、関係者からは「周辺にも集客が増え、地域活性化につながっている」といった声もいただいております。

県としましては、さらなる誘客を図るため、今年度、新たに神話スポットへの音声ガイドシステムの整備やプロモーションなどを実施することとしており、引き続き神話を生かした観光振興に取り組んでまいります。〔降壇〕

○内田理佐議員 2027年の国スポ・障スポでは、天皇皇后両陛下が御訪問になると見込まれております。

また、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す神楽の原点は、神話であります。県民は、神話と神楽にとっても誇りを感じていると思います。

県史について答弁が難しいということは理解いたします。新たな史料や研究成果が出た際には、宮崎県の視点を反映した改訂を望むところであります。

また、今後の観光ビジョンに、しっかりと宮崎の神話、日向神話を落とし込むように、ぜひともよろしくお願いいたします。

また、神楽のユネスコ無形文化遺産登録においては、登録認定がゴールではないというような御答弁には賛同いたします。よろしくお願いいたします。

次に、西南戦争についてです。

2027年は、西南戦争終結から150年の節目を迎えます。これは、宮崎県の歴史や文化を広く発信し、観光や地域経済の振興につなげる絶好

の機会です。鹿児島県、熊本県と連携し、記念イベントを企画、実施することは、大きな意義があると考えます。

西郷隆盛公は、国内外で高く評価され、多くの観光客に親しまれており、本県においても観光資源としての活用が期待されます。

過去には、教育長から「延岡市の和田越決戦跡を、古戦場なども含めて、国指定史跡として保護・活用する方向で検討」との答弁もいただきました。現在も、和田越決戦を語り継ぐ会では、定期的に古戦場を守る草刈り作業や古戦場跡を巡るツアーなどを行っており、県内外からの参加もあり、海外からの支援もいただいております。

そこで、西南戦争終結150年である2027年に向けた観光誘客の取組状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 南九州には、西南戦争の激戦地として広く知られる本県の和田越をはじめ、熊本県の田原坂、鹿児島県には西郷隆盛終焉の地など、西南戦争の史実や史跡等が数多く存在しております。

また、議員御指摘のとおり、2027年は西南戦争終結150年を迎える節目の年であることから、南九州3県で構成する広域観光ルート連絡協議会が、今年度実施する周遊型観光プロモーションの中で、西南戦争をテーマの一つとして設定することを検討しているところです。

県といたしましても、地域の歴史的資源に改めて注目が集まるこの機会に、南九州3県で連携を図りながら、まずは機運醸成に努め、さらなる誘客につなげてまいります。

○内田理佐議員 前向きな答弁をありがとうございます。

続きまして、都市計画区域マスタープランの

改定素案についてです。

平成22年からの県議会質問において、都市計画マスタープランについて質問されているものを全て確認させていただきました。

市街化調整区域の在り方については、時代の流れとともに大きく変化してきました。

まず、昭和55年から平成21年までは、無秩序な開発を抑える市街化抑制が主目的でありました。その後、平成22年以降は、人口減少の兆しや地域ニーズを踏まえ、農村維持や地域施設導入といった観点からの緩和の議論が始まりました。さらに、平成27年以降は、人口減少、防災、産業振興といった新たな社会課題に直面し、市街化調整区域をいかに柔軟に見直すかが大きな論点となっております。

具体的には、都城市が線引きを廃止した一方で、延岡市、日向市では規制が維持されるなど、地域間での差が生じており、この点は県議会でも重要なテーマとして議論されてまいりました。また、地区計画や条例指定区域、開発許可の特例といった柔軟運用の試みはあるものの、実際には地元の意向と県の判断、そして、最終的には政治的な決断が大きく関わっていることも指摘されております。

今回は、その規制が維持される日向、延岡について質問いたします。

先日、日向と延岡の市役所や商工業者に、都市計画についてお話を伺いました。

県北地域では、東九州自動車道の整備効果により、工場誘致への期待が高まっていますが、市街化調整区域の規制が強く、希望しても立地場所が確保できないという声が多く寄せられています。特に、南海トラフ地震を見据え、沿岸部から内陸部への移転需要が増える中、都市計画の制約が障害となり、産業振興や雇用確保を

妨げています。また、県南、県央に比べて用地確保が難しく、延岡、日向の発展を阻む要因となっています。

今回の都市計画マスタープラン改定に当たり、移転・立地需要に応えられる仕組みづくりが急務と考えます。

平成30年の本会議では、日向市、延岡市の調整区域が多く残る状況と、都城市が昭和63年に線引きを廃止し、人口維持や製造業の発展につなげた事例を比較し、県北地域は社会情勢の変化に対応が遅れているとの指摘がありました。

また、鹿児島県は調整区域割合が11%と低く、製造業の出荷額で差がついたことなど、例を挙げております。

当時、知事は、「現場の声に耳を傾け、県の活性化に向けて組織全体で考えるよう求めている」と答弁されましたが、8年たった今もその姿勢は変わっていないと信じます。

実際、今議会の提案理由説明では、県産品の輸出拡大や海外企業の誘致、人材確保の重要性を強調し、自ら現地を訪れてトップセールスを行うと述べられました。

さらに、10月15日には、みやざき企業立地セミナーで、宮崎県の魅力や立地環境を発言される予定です。

そこで気になるのは、知事が具体的にどの地域の立地を勧めるのか、どの地域のリアルを語るのかという点です。

土地を準備するのは市町村、企業誘致の相談窓口は県もします。土地の用意ができた自治体に、県の企業立地課から相談者をつなぎます。ただし、土地を準備するに当たって、相談窓口となる県の都市計画課と担い手農地対策課は、規制する側なので、簡単にオーケーはしません。そして、県は工業団地などのリスクは伴い

ません。今の県のスタンスは、市町村から見たらこのような感じです。

一体、企業立地課に届く企業側からの相談は、その3課、そして庁内プロジェクトなどで協議されているのでしょうか。連携が図られているようには全く感じません。

県の立場は規制でしょうか。知事の挑戦する姿勢が庁内で統一されていますか。知事が提案理由で「海外からの企業誘致」とおっしゃったことを担当が周知していますか。企業誘致は大きなプロジェクトです。重要な施策で、地域経済の成長に大きな影響を与えます。代表質問でも知事選の話が出ましたが、この件は、有権者からの知事の評価に直結します。私は、知事を応援する意味でも、今回の質問を通じ、職員の皆さんの自覚が足りないと感じました。

規制と開発のどちらに重きを置くかは知事の判断だと思います。時代に応じた対応をお願いしたいと思います。

先日、自民党会派として知事に提出した「県政に対する提言書」の中で、地域インフラ整備の促進による企業立地の推進を掲げております。

そこで、都市計画区域マスタープランの改定の方向性について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） まず、都市計画区域マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像や、広域的、根幹的な都市計画の方向性を示すものであります。本県におきましては、豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていくことを目指しております。

この中で、居住機能や都市機能を集約し、公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの考えを基本としており、人口や産業な

どの社会情勢の変化に対応するため、市町の意見を伺いながら、5年ごとにマスタープランの見直しを行っているところであります。

今回の改定では、災害リスクが高まる中、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、企業や住居の安全な地域への移転も視野に入れた復興方針を平時から準備する「事前復興まちづくり計画」の考え方などを追加する予定であります。

また、東九州自動車道や九州中央自動車道、細島港などの整備進展に伴い、新たな産業拠点の形成が必要とされる場合には、関係機関と調整を図った上で、計画的な整備を行う方針を示すこととしております。

このマスタープランは、今申し上げましたように、県全体の大きな方向性を示すものでありまして、市町が築きます具体的な計画に基づき、県と市町が連携して地域づくりを進めていきます。

今、企業立地についての御質問もございましたが、これも同様であります。県と市がそれぞれの役割を果たしながら連携して企業誘致にも努めていく、そして、このマスタープラン、都市計画の在り方とも連動させていく、そこが非常に重要な課題であろうかと考えております。

今後とも、市町と連携を図り、地域の実情等を考慮しながら、しっかりと取り組んでまいります。

○内田理佐議員 事前復興まちづくり計画の追加は、すごく前進を感じております。

しかし、九州は今、新生シリコンアイランドの道を歩んでおります。

熊本県では、八代市が企業誘致用地適地調査を行い、候補地を絞り込むなど、積極的に用地確保に取り組んでいます。また、大分県におい

では、県土地開発公社が主体となって産業用地の取得・造成を行い、さらに大分市では、民間による産業用地整備を補助する制度まで設けています。

加えて、長崎県では、市街化調整区域の中でも、交通条件に優れた土地を企業立地可能地として開発できるように、地区計画制度を整備しており、実際に諫早市では、京セラが産業団地に立地するなど成果を上げております。

これらのように、近隣県では、県や市が一体となって、用地取得調査、産業用地の確保、立地条件整備を進めていますが、本県においては、十分な動きが見られないように感じております。

このような中、現在、宮崎市が事務局となり、県内7市1町でTEAM MIYAZAKIを立ち上げ、11月に台湾で台湾企業向けの宮崎商談会をやるという情報をお聞きしました。自治体も頑張っています。県と市が一体となった取組を要望しておきます。

現在、本県において、市街化調整区域の制約により思うように開発が進まない現状を、特に日向市、延岡市に置き換え、お話をしました。

国は人口減少を背景に、コンパクトシティーの形成を目指しております。インフラの維持管理という観点からも、重要な視点であると理解しますが、反面、周辺地域の空洞化が進むことも懸念されます。実際に有効活用されていない土地については、柔軟に対応し、積極的に開発を進めていくべきではないかと思えます。

今回のマスタープラン改定素案に当たっては、災害への備えについて見直しが行われていますが、人口減少対策、産業用地の確保など、本県の実情を踏まえた、より現実的で柔軟な土地利用の在り方を示していく必要があるのでは

ないでしょうか。

市街化調整区域における産業立地について、都市計画区域マスタープランにどのように位置づけているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 都市計画区域マスタープランにおける商業の立地については、大規模小売店舗が郊外に立地すると中心市街地の衰退が懸念されるため、市街化区域に集約することで、都市機能の増進を図ることとしております。

また、工業・物流の立地については、周辺環境保全に留意しつつ、計画的な土地利用の検討を行う必要があります。

市街化調整区域への工業・物流の立地については、市町が主体となって、用途や面積など、一定の地区における土地利用に関する地区計画を策定することで、市街化調整区域における工業団地などの立地に柔軟に対応することも可能となっております。

今後とも、市町が地区計画を策定する際は、事前相談や助言などの支援を行ってまいります。

○内田理佐議員 答弁より、地区計画の策定から、工業団地などの立地に柔軟に対応するということが可能だということをお答えいただきました。

県北では、様々な制約から大きな機会を逃していると感じております。一方、都城市や宮崎市では、インターチェンジ周辺での工業団地整備や、県と市の連携による柔軟な土地利用が進み、御苦勞もあると思いますが、企業立地が比較的順調に進展しています。こうした違いが地域間格差を広げているのではないのでしょうか。

今後、人口減少や災害リスクが高まる中、県

北では、安全な場所への企業・住居誘導が重要です。そのため、地区計画を市町に任せきりにせず、県が主体的に関与し、開発を後押しする仕組みを導入すべきだと感じております。

そこで、都城市や宮崎市で進んだ開発の経緯を踏まえ、県北地域において、産業立地や災害に強いまちづくりの実現に向け、どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 都城市では、昭和63年に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きを廃止しており、特定用途制限地域の指定等により、計画的なまちづくりを進めております。

一方で、宮崎市では、線引きを維持しつつ、地区計画や土地利用規制緩和等により、工業団地など新たな産業立地を進めております。

また、県北地域では、日向市において、工業団地の設置に向け、地区計画制度の活用も検討していると伺っております。

県としましては、産業立地や災害に強いまちづくりを実現するため、関係部局と連携してスピード感を持って取り組むこととしており、市町を対象に、新たな産業立地につながる地区計画や事前復興まちづくり計画等の勉強会を11月頃に開催する予定であります。

○内田理佐議員 これまでも勉強会などを行ってきておられますが、事前復興まちづくりについての勉強会の開催というのは、ありがたく思っております。

私も所属しております都市計画マスタープランの審議会で、「乱開発を防ぎ、緑地を確保し、きれいに整った農地を守る」との説明が行われました。一方で、日向市や延岡市を含む県北地域では、放棄農地が増加しており、農業者

の意向を尊重しつつ有効活用していく必要があると感じています。

しかし、農地転用や開発を進めるに当たっては、緑地の保全や景観、環境への配慮とのバランスが必要です。現実には、県北地域では災害リスクの少ない平地に限られており、農地との調整に時間を要することで、結果的に企業立地の機会を逃してきた経緯もありますが、大規模災害を見据えると待ったなしであり、県が前面に立って調整を主導し、農業との共生を図りつつも、スピード感を持って産業用地を確保していく必要があると考えます。

そこで、都市計画区域マスタープランの改定において、農地の有効活用や災害リスクの軽減、産業用地の確保や環境保全とのバランスについて、県としてどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 市街化調整区域内の都市的土地利用については、農地や自然環境の保全と開発のバランスを保つことが重要であります。

このため、都市計画区域マスタープランの改定に当たっては、産業用地の確保や災害リスクの軽減など、総合的な都市づくりの観点から、新たな産業拠点の形成が必要となった場合には、農林漁業と十分な調整を図った上で、周辺環境と調和した計画的な整備を行うこととしております。

今後とも、関係部局や市町と調整を行い、優良な農地や自然環境の保全に努めながら、適切な土地利用を図ってまいります。

○内田理佐議員 厳しい発言もしましたが、御答弁をお聞きしますと、やはり市や町の地区計画を上げるなどの努力も必要だだと思いますし、勉強会を開催していただくというのは本当

にありがたく思っております。

首長の皆さんとお話をしていると、県はアクセルは吹かすと、しかし、自治体にはブレーキもかけられて、しまいにはタイヤが擦れちゃうんじゃないかと、そういう表現をされるようなお話も伺いました。

心配な面もありますが、やっているかもしれないけれども、県と市町が一体となった取組をさらに踏み込んでやっていただきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、インフラ・物流環境についてです。

本県の高速道路網においては、依然として未整備区間が存在しており、先ほどより都市計画について質問しましたが、未整備区間の解消も企業誘致や地域経済の活性化に極めて重要で、一体として取り組まないといけません。

特に日向市や延岡市をはじめとする県北地域では、工業団地や産業拠点へのアクセスが十分でないため、企業の立地判断や物流に影響を及ぼしているとの声が地元企業や商工団体からも寄せられております。

こうした状況を踏まえ、県として、国に対する要望活動を一層強化し、早期整備を働きかけることが極めて重要であると考えます。

そこで、九州中央自動車道の早期整備に向け、どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 九州中央自動車道の整備は、本県の経済発展はもとより、九州全体の広域道路ネットワークを担うことから、新生シリコンアイランド九州の実現など、多岐にわたる効果が期待されます。

このため、6月に知事が、全国高速道路建設協議会の会長として、官邸で九州中央自動車

をはじめとする高速道路ネットワークの早期整備を要望したところです。

さらに、7月には、宮崎、熊本、大分の3県の知事で、国土交通省や財務省への要望活動を行い、半導体関連企業による積極的な投資効果を九州全体に波及させるため、東西軸となる九州中央自動車道の早期整備を強く訴えたところです。

また、事業推進を図るため、国の委託を受け、県による用地の先行取得にも取り組んでおります。

引き続き、県議会や沿線自治体、地域の皆様と一体となって、九州中央自動車道の早期整備に向けて取り組んでまいります。

○内田理佐議員 今回の台風第15号では、東九州自動車道や九州中央自動車道の通行止め、国道、県道の冠水、J R日豊本線の運休など、県内の主要交通網が広範囲で寸断されました。

私も国道10号で交通渋滞に巻き込まれ、門川町でUターンを余儀なくされ、帰宅難民となりました。渋滞の中、大型トラックも動くことができなくなるなど、県民生活や物流に深刻な影響が出ておりました。夜間帯でありましたが、日中であつたら、もっと渋滞とか深刻な影響があつただろうなと想像がつきます。このような通行止めは、これまで何度も起こっております。

高鍋町付近の路肩崩落では、4車線化が実現していれば通行確保が可能だった可能性があり、改めて4車線化の必要性を痛感いたしました。

さらに、延岡市消防本部によると、救急搬送は令和6年で6,697件、うち高速道路を使った出動が3北を含め379件、ドクターヘリ以外での宮崎や熊本、大分の大学病院への長距離搬送

も39件あり、片側1車線では追越しができず、搬送に支障が出ているというようなお話でした。命の道としても東九州自動車道の4車線化は喫緊の課題であり、このことは、九州地方整備局やNEXCO本社、国土交通省でも要望いたしました。

そこで、東九州自動車道の4車線化事業の進捗状況と取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 東九州自動車道は、そのほとんどが暫定2車線であることから、現在、県内では、2区間の約8.4キロメートルで4車線化工事が進められており、先月、清武インターチェンジ付近の3.7キロメートル区間が今年の冬頃に完成すると発表されたところです。

また、7月には、知事からNEXCO西日本に対して、4車線で整備された宮崎自動車道では通行止めが少ない事例を示し、定時性の確保や被災時の復旧などの観点から、早期の4車線化を強く要望したところです。

今後とも、県議会をはじめ関係機関と連携して、東九州自動車道の4車線化の早期完成に向けて取り組んでまいります。

○内田理佐議員 今回の国道10号や南道路の通行止めは、渋滞や帰宅困難者、車の冠水が発生し、地域交通網の脆弱性が浮き彫りとなりました。南道路は命の道として整備されたはずですが、実際には、災害時に十分機能していないとの県民の声が多く寄せられております。さらに、迂回路として案内された広域農道は一般には知られておらず、標識や案内が不十分で現場も混乱しました。

ぜひ、命の道として機能させる改善策、あわせて、迂回路整備と東九州自動車道の4車線化

の必要性を、我々もですが、強く要望いたします。

次へ移ります。東九州の扇の要として、細島港の機能向上も重要となってきます。細島港は、本県の物流を支える重要な拠点であり、企業立地や産業振興、さらには、災害時の代替輸送ルートとしても大変重要な役割を担っています。東九州自動車道の整備や国道10号の物流機能と直結することで、その利便性は一層高まりつつあります。

一方で、貨物の増加や大型船の寄港などに対応するため、さらなる港湾整備や周辺インフラの充実が求められております。災害時の代替機能や、16号岸壁完成に続き19号岸壁の整備促進、さらには18号岸壁の整備計画を図るなど、さらなる国際物流の強化に期待が及び、今後の戦略的な整備が重要と考えます。

そこで、細島港における物流機能の強化に向けた整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 細島港では、モーダルシフトの進展など社会情勢の変化を的確に捉えながら、物流機能の強化に取り組んでおります。

今年3月には16号岸壁が完成し、隣接する岸壁との一体的な利用により、物流の効率化が図られたところです。また、RORO船の大型化に対応し、耐震性も備えた19号岸壁の整備が国により進められています。

さらに、整備が進む高速道路ネットワークにより、背後圏域が拡大する効果を生かしながら、企業の誘致や新規貨物の開拓に積極的に取り組み、18号岸壁などのさらなる港湾整備につなげていきたいと考えております。

今後とも、国や日向市などと連携し、細島港

の物流機能の強化に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 東九州自動車道と細島港の整備はセットで、一体として要望していかないといけないなと強く思っております。

もう一つ、宮崎空港は、本県の観光や産業、さらには国際交流の玄関口として、大変重要な役割を担っています。特に国際線の維持・充実、インバウンド観光の拡大や企業活動の活性化に直結する大きな課題です。

しかし、燃料費や人件費の高騰、航空会社の経営環境の変化などにより、地方空港における国際線の運航維持は容易ではありません。今後、東アジアをはじめとする海外からの観光客の誘致や、ビジネス需要への対応を進めるためには、県としての積極的な支援や戦略が不可欠です。

そこで、宮崎空港における国際線の維持に向けた現状の取組について、また、今後さらなる国際線の充実を図るためにどのように取り組むのか、総合政策部長に御所見をお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 宮崎空港の国際線は、県民の利便性向上に寄与するとともに、安定した成長が続くアジアとの交流を促進し、本県のグローバル化を推進する重要な交通基盤であります。

このため県では、現在就航しているソウル線と台北線の継続的な運航とともに、ソウル線では冬季の増便、台北線では利便性の高いダイヤの実現など、さらなる路線の充実を図るため、イン・アウト双方向での利用促進や航空会社への要望等に取り組んでいるところであります。

また、新規路線の誘致についても、訪日需要が旺盛で、今後のビジネスでの利用も期待されるアジア地域を中心に取り組んでおり、今後も本県の国際線ネットワークの維持・充実を図っ

てまいります。

○内田理佐議員 次に、県立高校の魅力づくりについての質問に移ります。

宮崎県は人口減少の中にあり、学生の数も衰退の一途をたどっています。必然的に学校も定員を満たせない状況となります。それぞれの学校が特徴を出さないと、生徒が何を見て学校を選んでいいか分からない状況にあります。学校側のアドミッションポリシーも重要です。

また、中学からの公立離れが見受けられるようになりました。今こそマネジメントできる学校が求められているように感じます。

宮崎県教育委員会は、私学に比べ、学習スタイルや教育の多様化への対応が遅れているように感じます。現行の仕組みを充実させる方針を示していますが、このままでは学生から選ばれない公立学校になりかねません。

実際、宮崎県の大学進学率は48.1%と全国46位で、例えば、高校生の人数が宮崎県とほぼ同じくらいの石川県——大学進学率57.9%で全国13位——や山形県のように、観光・デジタル分野の教育強化や県外生受入れ拡大など、大胆な施策を進めている他県との差が広がっています。

県内の私学や勇志国際高等学校では、ネット、メタバースなど多様なコースを設け、生徒数を増やしているという事例もあります。

今こそ、宮崎県立高校も思い切った魅力づくりを進めるべき時期ではないでしょうか。

そこで、県立高校の入学者数の推移と県立高校の魅力づくりについて、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 高校全日制の近年の入学生定員は、県立高校が約7,300人、私立高校が約3,600人であり、入学者数は、県立が約

6,400人、私立が約3,200人と、ほぼ一定の水準で推移しております。

また、県立高校の魅力ある学校づくりとして、文部科学省が採択したDXハイスクールにおける最新ICTを生かした授業の展開、県立高校が一体となった探究学習をより深めるためのMSECフォーラムの実施、地域や時代が求める学びを行う新学科の設置など、新たな取組も進めているところであります。

いわゆる高校無償化の影響に加え、令和12年以降は、中学校卒業者数が5年ごとに約1,000人ずつ減る可能性があることから、スピード感を持って魅力づくりを進めてまいります。

○内田理佐議員 入学者数は、県立、私立ともほぼ一定の水準であるというような御答弁でしたが、これからが勝負かなと思っております。

県立高校が選ばれる高校となる視点でもう一問、学校施設の修繕費予算について伺います。

3日前に、日本はOECD37か国の中で、公的支出に占める教育費の割合が8%と低く、下から4番目であると発表されました。

これを受けて文部科学省は、「高等教育は国力の源泉であり、未来への先行投資として充実を図りたい」とコメントしております。

では、宮崎県はどうでしょうか。県内では、学校施設の新設や改修工事に当たり、予算がないとの現場の声をよく耳にします。教育の基盤となる施設整備に必要な予算の確保は不可欠であります。

教育委員会における県立学校の施設整備に係る予算の現状について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立学校の施設整備に係る予算は、令和7年度一般会計当初予算に

約34億7,000万円を計上しております。

今年度は、LED化や空調設備の工事に重点的に取り組むこと、また、老朽化対策の増加や物価高騰への対応もあり、例年と比べ約1.7倍の規模となっております。

また、予算額の内訳は、学校で執行する修繕に要する経費として約3億7,000万円、LED化や空調設備等の整備に係る経費が約17億1,000万円、外壁や屋根防水の改修など老朽化対策に係る経費が約13億9,000万円となっております。

○内田理佐議員 では、施設整備に対する教育委員会の姿勢について伺います。

私学においては、時代の変化に対応した学習スタイルの工夫や教育環境の改善が進められています。一方、公立学校については、現行の仕組みを充実させることにとどまり、新たな発展に向けた積極的な取組が十分ではないように感じます。

例えば、ある県立高校野球部では、生徒たちが懸命に練習に励んでおりますが、練習環境や施設整備の面で必ずしも十分とは言えず、保護者や地域の方々の負担に頼らざるを得ない状況や、要望しているが、元の形に修繕していただけない状況も見受けられます。以前、他校の野球部でも、保護者がつくったものが、建築基準法の関係もあり、撤去になったという例も伺っております。

そこで、部活動施設を含む学校施設の環境整備の現状と今後の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 施設整備につきましては、限りある予算の中で、各学校と調整し、安全性の確保など優先度の高いものから順次対応しており、部活動施設につきましても、近

年、防球ネットや弓道場、テニスコートなどの修繕を行っております。

今後とも、学校と連携し、現状をしっかりと把握した上で、順次整備を行ってまいります。

○内田理佐議員 建築基準法のお話もさせていただきましたが、法律的な裏づけというのは大事だと思います。

先日、松田丈志さんと、松田丈志さんのお父さんにお会いしましたら、御存じのとおり松田丈志さんは、保護者の方々がプールにビニールハウスを張った中で練習して、そうやって愛情をたっぷり受けながらオリンピックが誕生した。当時は、建築基準法などをうまくくぐり抜けながら、保護者の方々がつくって、用意してくれていたんだと思います。

今現在も予算が限られた中でありますので、保護者がお金を用意するということであれば、学校側からきちんと申請していただいて、建築基準法にもかからない程度に指導いただきながら、そういう保護者の善意をうまく組み込んで、柔軟な対応をお願いしたいなど。そういう方向に向かってほしいなと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの高校野球部のように、地域の誇りとなる部活動を支える上で、保護者の善意は欠かせません。しかし、その善意に頼るのではなく、本来なら公立学校として一定の環境を整える責任があるとも感じております。

そのためには、単に教育予算を要求するだけではなく、新たな財源を生み出す工夫も必要です。例えば、既存事業の見直しや学校統合による効率化を進めるとともに、ふるさと納税を教育・スポーツ分野に重点的に活用できる仕組みを整えることも有効ではないでしょうか。

教育委員会として、学校施設の環境整備に係

る財源の確保をどのように考えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立学校の施設整備につきましては、特定のものを除き、国庫補助制度がないことから、一般財源及び地方債を活用し、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の必要性も勘案の上、優先度の高いものから順次整備を行っております。

なお、いわゆる高校無償化が拡大されることから、現在、全国知事会において、公立高校の魅力向上のために、老朽化した施設・設備の更新など、教育環境の改善に係る財政支援を国に要望しております。

また、本県において、企業版ふるさと納税や保護者等からの寄附を活用し、テニスコートや野球部の投球練習場など、部活動施設を整備した例もあります。引き続き様々な財源の確保に努めてまいります。

○内田理佐議員 最後に、子ども食堂についてです。

地域の子ども食堂支援は有意義ですが、困窮家庭へ直接食材を届ける、こども宅食支援も必要です。

私も活動に関わる中で、ひとり親や軽度障がいを持つ保護者、収入が安定しない家庭、多兄弟で非行に走る子供、夜間就労によるネグレクト、不登校など、深刻な実態を目の当たりにいたしました。

今回の「フードバンクを通じたこども食堂緊急支援事業」につきましては、困窮子育て世帯への直接的な支援ではなく、子ども食堂を対象としている点、また、支援が本当に必要な家庭にどの程度が届いているのかという実態の把握、市町村が独自に取り組む事業との重複や調整の在り方、さらには、中間支援団体への委託

に伴う経費の透明性や配布食材の適正な使用の確保など、幾つかの課題が指摘されております。

給食のない夏休みなど、困窮子育て世帯は特に影響を受けており、中には、命を削るような思いで過ごしてきた親子もいます。子ども食堂への支援はとてもありがたいと思っておりますが、この支援だけでは、こうした世帯に十分届かない可能性があります。

そこで、物価高騰が続く中、子供を取り巻く現状をどのように認識しているか、また、今回子ども食堂を支援する目的と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 長引く物価高騰で、特にひとり親家庭などにおいては、厳しい生活を強いられている子供たちがいるものと認識しております。

御質問にありました子ども食堂は、子供の居場所の一つとなっており、様々な境遇の子供たちを地域の大人が見守りながら、無料または低額で食事を提供しておりますが、今般の物価高騰の影響を受けていることから、運営の安定化を図るため、今回補正予算をお願いしております緊急支援事業を実施するものであります。

県としましては、県フードバンクにおける食材確保を一層進めるとともに、市町村や支援団体等と連携しながら、子供たちに必要な支援が行き届くよう取り組んでまいります。

○内田理佐議員 前向きな答弁をありがとうございます。再度、現場の声として、子ども食堂への支援だけでは、最も困窮している家庭に十分届かないとの御意見もあります。子ども食堂への支援に加え、こども宅食方式を視野に入れて、これからも検討して進めたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、本田利弘議員。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。宮崎市選出、自民党の本田利弘です。議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして一般質問を進めてまいります。

本日も支援者の皆様、そしてインターンの学生の皆様、傍聴にお越しいただきありがとうございます。また、インターネットで御覧いただいている皆様に感謝いたします。

まず、宮崎県総合計画アクションプランについてお話をしていきます。

令和5年度より本格始動した宮崎県総合計画は、2040年を展望した長期ビジョンと、2023年度から2026年度までのアクションプランを両輪とする、県政の中核的な戦略です。

アクションプランの折り返し年度として、こうした総合計画の実効性を検証するに当たり、前職の営業マーケティング部門で考察していたプロダクトアウトとマーケットインの視点から、政策の成果の実感を問い直す必要があると考えます。

プロダクトアウトとは、行政や企業が自らの理念、技術、資源を起点として施策や商品を構築し、顧客に提示するアプローチです。これは、独自性や先進性を打ち出す力に優れ、競合

との差別化やブランド構築において大きな効果を発揮します。

一方、マーケットインは、顧客のニーズ、課題、感情を起点に施策を設計するアプローチであります。顧客視点に立った柔軟な対応が可能であり、実感に基づいた満足度や定着率の向上に寄与します。

両者にはそれぞれ強みと弱みがあり、プロダクトアウト型は、理念や技術力を生かした施策展開が可能です。顧客の実感や生活ニーズと乖離するリスクをはらみます。

逆にマーケットイン型は、共感性や実用性に優れますが、差別化が難しく、施策の方向性、取組が曖昧になってしまいます。

宮崎県総合計画においては、これら2つのアプローチが混在しながらも、いまだ体系的な融合には至っていないと感じます。

例えば、みやざきブランドの農業戦略は、品質と独自性を追求するプロダクトアウト型の強みを生かしつつ、観光プロモーションやフードビジネスへの対応など、マーケットイン型の発想も取り入れられております。

しかし、これらの施策が県民の生活実感や地域間格差の是正にどれほど寄与しているかについては、定量的な評価とフィードバックの仕組みを深化させる必要があると捉えます。

また、「社会減ゼロへの挑戦」では、移住促進や地域雇用の創出が掲げられておりますが、若者の県外流出や地域間の人口偏在に対する対策は、依然として多くの課題が残されております。ここには、マーケットイン型の生活者視点に基づく施策設計がより求められていると考えます。

今後、プロダクトアウト型の核とマーケットイン型の拡張を融合させ、統合的に進めていく

必要があります。すなわち、県の理念や資源を生かしつつ、県民の皆様の声や地域の文脈に即した施策展開を行うことが、真に持続可能で実感に根差した県政の実現につながると考えます。

以上のことを踏まえまして、宮崎県総合計画における令和5年度から8年度までのアクションプランについて伺います。

本年度の県総合計画審議会が8月7日に開催され、昨年度の政策評価が行われました。政策評価の結果について、知事の見解を伺います。

また、アクションプランの折り返し年度として、政策評価の結果を踏まえ、今後どのように施策を進め、成果を出していくのか、知事に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下を質問者席からいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

まず、政策評価の結果についてであります。

総合計画アクションプランの推進に当たりましては、進捗状況の把握や今後の施策への反映を目的として、毎年度、目標の達成状況等について、外部有識者で構成されます県総合計画審議会にて御審議いただき、AからDの4段階で政策評価を実施しております。

令和6年度の実績に対する評価は、5つのプログラムのうち、「コロナ禍等からの宮崎再生」「未来への基盤づくり」「地域経済の活性化」に関する3つのプログラムが、一定の成果が出ているとしてB評価、「未来を創る人材の育成」「社会減ゼロ」に関する2つのプログラムが、一部成果が上がっていないとしてC評価となったところであります。

地域経済・観光の回復をはじめ、全体として

は一定の成果が出ているとの評価をいただいた一方で、地域医療・福祉の充実や若者・女性の県外流出抑制、少子化対策のさらなる推進など、今後より一層強化していく必要がある取組について、重要な御指摘をいただいたものと受け止めております。

次に、今後の施策の推進についてであります。

今回の政策評価では、本県が直面する人口減少に今後どう向き合うのかという本質に迫る問いを改めて示されたものと認識しております。

人口減少への対応としては、これまでも子ども・若者プロジェクトなど、そのスピードを緩和させる自然減・社会減対策に全庁を挙げて取り組んでいるものの、近年の少子化や現状の人口構造などを踏まえると、この先も当面、減少傾向は続くものと考えております。

このような見通しの中、私としましては、県民がこれからも安心して豊かに暮らせる持続可能な地域社会を実現するため、医療福祉・交通物流の維持充実をはじめ、企業の生産性向上や海外展開等を通じた高付加価値型の産業づくりに取り組むなど、人口減少社会に適応できる社会経済の質的強化が不可欠であるとの思いを強くしております。

人口減少という県政の最重要課題に対し、しっかりと成果を上げるという決意の下、今後とも施策に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○本田利弘議員 御答弁ありがとうございます。人口減少社会に適応できる社会経済の質的強化が不可欠であり、そのためには、政策評価で指摘を受けた持続可能な医療福祉・交通物流の維持充実を実現し、高付加価値型の産業づくりに取り組む方向にかじを切るということを理

解いたしました。基本理念である「安心と希望の未来への展望」を基軸に次期プランを立案いただき、しっかりと取組をお願いしたいというところであります。

宮崎県総合計画を進めていく中で、安定的かつ持続可能な財政基盤の確立が喫緊の課題です。国庫支出金確保の視点から、防災・減災、国土強靱化について伺います。

県では、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策及び5か年加速化対策に基づき、河道掘削、道路のり面对策、耐震強化岸壁の整備、国においては、高規格道路の整備など、様々な強靱化の取組が推進され、災害対応力の向上と地域経済の活性化に成果を上げてきました。

国土交通省関連の県土の強靱化に向けたこれまでの3か年緊急対策、5か年加速化対策の評価と、今後の実施中期計画の予算確保に向けた知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県民の命と暮らしを守る県土の強靱化は、県政の最重要課題の一つであります。

私は、国への要望や国土強靱化推進会議の委員として、様々な機会を通じて必要性や効果を訴えるとともに、実績としましては、平成30年度以降、国土交通省関連の補助・交付金の事業で、累計の数字で申し上げますと、約1,200億円を通常予算とは別枠で確保し、県土の強靱化を進めてまいりました。

これにより、浸水被害の軽減をはじめ、昨年の日向灘沖地震では、東九州道や耐震岸壁の整備効果が発揮されるなど、強靱化が着実に進んでいるものと考えております。

また、今後5か年で取り組む実施中期計画では、おおむね20兆円強という事業規模が示さ

れ、激甚化する気象災害や南海トラフ地震など災害リスクが高まる中、県土の強靱化をこれまで以上に加速化させる機会であると捉えております。

このため、早期の復旧・復興を支える高速道路の整備や緊急輸送道路の橋梁耐震化、気候変動に対応した流域治水対策など、強靱化予算の本県への重点配分をしっかりとこれから訴えてまいりたい。県議会の皆様をはじめ、市町村や関係団体と連携し、取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。今後5か年で20兆円という国家予算が事業化されているわけでございます。実施中期計画における予算確保をしっかりとお願いしたいというところでございます。

また、県土強靱化に向けたハード面の整備が進む中で、日高博之議員の代表質問で、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し、ハード・ソフト両面の取組についても踏み込んだ答弁がありました。

国土強靱化実施中期計画を踏まえた施策展開に際しては、防災・減災対策の地域における防災力の一層の強化や、避難環境の改善充実などの危機管理や、福祉、教育などの関連部門との横断的な連携強化をよろしくお願いいたします。

続きまして、地域交通への対応について伺います。

宮崎県は、広域にわたる自然環境と分散した居住地を有する地域特性であり、公共交通の維持・活性化は、持続可能なまちづくりの要になります。

令和5年度に策定された宮崎県地域公共交通計画は、地域の実情に即した交通ネットワークの再構築や、持続可能な交通体系の確立を目指

す重要な指針であり、県民の生活の質の向上、地域経済の活性化、さらには脱炭素社会の実現に向けた基盤整備として期待されるものです。

地域を維持していくため、地域公共交通ネットワークの構築にどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 路線バスをはじめとする地域公共交通は、県民の日常生活を支える重要な社会基盤ではありますが、人口減少等による利用者の減や運転士不足等により、その経営環境は大変厳しい状況にあります。

このため県では、宮崎県地域公共交通計画を策定し、バス路線の見直しや車両の小型化等により、利便性の向上と運行の効率化を図っております。

また、需要の掘り起こしとして、誰でも無料でバスに乗車できるバス無料デーを今年10月と12月に実施予定であるなど、各種利用促進策にも取り組んでいるところであります。

また、深刻化する運転士不足に対応するため、今年度、免許取得に係る支援を拡充したほか、AIなどデジタル技術の活用にも力を入れているところであります。

様々な技術が進んでいるということを改めて実感したのは、今年アメリカを訪問したときに、自動運転の車というのが公道を走っている。全く運転士がいない状況の中で、アプリで呼び出してタクシーのように使うことができる。実社会で実装されているようです。

ライドシェアの進展も含め、改めて技術は進展しているものの、そのリスクというものを社会がどういうふうに見止めて考えていくのかということが問われているのかなと実感したところであります。

県としましては、県民の皆様が安心して地域で暮らしていけるよう、引き続き、市町村や交通事業者と連携を図りながら、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、全力で取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。自動運転等に踏み込んでお話をいただきましたが、続けて伺います。

宮崎県地域公共交通計画では、県内の複数市町村をまたぐ広域交通網の構築を目指していますが、自動運転バスやロボットタクシーなど、将来的な技術導入に向けた実証実験や制度整備に向けての方針が薄いと感じます。

国土交通省自動運転社会実装推進事業において、全国の行政機関で、令和6年度はこれまでの継続事業を含め99件、本年度は67件が採択されています。

本県では、昨年、西都市が唯一採択され、本年は地方創生交付金を活用し、実証運行を続けられるようでございます。

本年度の県内の新たな採択案件は、実は一件もございませんでした。

自動運転技術の活用など、地域公共交通におけるDXの推進についてどのように取り組んでいるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 今後、将来にわたって地域公共交通を維持するためには、DXの推進は重要であります。

このため県では、バスの運行の効率化を図るため、事業者に対し、AIを活用したオンデマンドバスの導入について支援しております。

また、自動運転については、将来的な運転士不足対策として期待される技術であると認識しており、県でも、西都市による自動運転バスの実証運行において、情報共有や課題等の議論を

行う協議体に参画するなど、市町村等への支援に取り組んでおりますが、現時点における国内での事業化については、緊急時の対応やコスト面等の課題もあると考えております。

県としましては、引き続き、市町村や事業者と連携を図りながら、地域の実情に即したDXの推進に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。西都市での実証実験ということです。先ほどもお話をしましたが、国からは今年是一件の採択もないということです。

国交省が令和6年度より、地域交通DX推進事業やスマートシティモデル事業を本格化させております。これらの国の施策と連携した、県独自の戦略立案が急務となっていると思います。自動運転バス及び自動運転タクシーの導入について、県として遅れることのないように、市町村との連携強化を要望いたします。

続きまして、農業振興について伺います。

代表質問で山下寿議員が触れられました。地域計画によると、農林水産省は、10年後の後継者が決まっていない農地が17都府県で5割を超えたとの調査結果を公表し、本県は23.6%との記事が出されました。このままでは耕作放棄地が広がる懸念があり、農地の集約化などの対策が急務だとしています。

農業の持続可能性と地域の活力を両立させるためには、農地の効率的な利用と地域運営の連携が不可欠です。令和5年度より本格運用が始まった地域計画制度は、法的な裏づけと実効性を備えた新たな枠組みでございます。

しかしながら、県内では、担い手不足や農地の分散化、高齢化が一層深刻で、画一的な地域計画の枠組みでは、実態に即した計画にならない懸念があります。

地域計画の実効性を高めるために、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 地域計画につきましては、本年3月までに策定されたものの、話合いの場の参加率が低いなど、地域の意向を十分反映できていないといった課題があると認識しております。

このため県では、今後も地域での話合いが継続され参加率が高まるよう、農業委員会や農地バンク等を通じて耕作者等への参加の呼びかけを強化するとともに、円滑な話合いに必要な各地区のコーディネーターの育成等に努めてまいります。

また、関係機関と連携し、重点的に地域計画を推進するモデル地区を定め、農地の集積・集約や区画の拡大、担い手の確保等に向けた支援を行っております。

今後とも、地域計画の実効性を高めるための取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 続けて伺います。農地の売買・貸借制度は、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加といった構造的課題に対応するため、大きく変化してきています。特に地域計画策定以降、農地の売買・貸借は、原則として農地バンクを経由する制度に移行しています。

しかし、売買に係る手数料の設定が農業者にとって心理的・経済的な支障となる可能性があり、売主、買主ともに2%程度の手数料が課せられることは、特に小規模農家や高齢農業者にとって負担感が大きいとの声もいただいております。

農地バンクの役割と農地売買に係る手数料改定の背景について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地バンク

は、農地の貸し借りや売買を仲介し、農地の集積・集約等を推進する役割を担う組織として、法律に基づき、平成26年に県が農業振興公社を指定しております。

昨年度に、農地バンクが市町村に対し、令和7年度の農地売買に係る需要量調査を行ったところ、地域計画策定を契機に、取り扱う売買件数が大幅に増加することが明らかとなりました。

このため、急増する事務に対応した人件費等の経費が必要となることや、他県の状況も勘案し、手数料の改定を行ったと伺っております。

今後とも、農地バンクと連携して、その役割や事務手続の経費について関係者に丁寧な説明を行いながら、農地の集積・集約につなげてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。地域計画制度運用に伴い、農業委員会の役割も、農地の利用意向把握等、ますますその重要性が増すなど進化しております。農地バンクを担う農地中間管理機構の役割の明確化など、農業者に関連組織と制度の理解を深めていただけるよう、農政水産部長にも対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、フードビジネス振興についてであります。

県産品の付加価値を高めて、産業競争力強化や地域活性化を目指す「みやざきフードビジネス振興構想」は、これまで2回改定され、現行の構想は令和5年度から8年度を期間として、飲食、観光業などの食品関連産業生産額を約1.6兆円にすることなどを目標に、官民一体で施策を推進するとしています。

特に現行の構想では、本県の強みである農林水産業を核としたフードビジネスの発展に欠か

せない産地加工を進め、これまでの農商工連携や6次産業化を包括し、食や農の多様な事業者が連携するローカルフードプロジェクト（L F P）を活用、県産農林水産物を利用した新たな商品・サービスの開発、販路開拓の取組を推進すると位置づけられています。

まず、フードビジネス振興構想改定後の取組や進捗について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、前回の改定以降、食品関連産業の成長産業化を目指し、これまで積み上げた取組の強化を図るとともに、時代のニーズを踏まえながら様々な施策を展開しております。

例えば、フードビジネス相談ステーションの支援体制の強化や、ローカルフードプロジェクトの推進、先端技術の導入による新たなビジネスモデルの創出に加え、H A C C P等の認証取得の促進、今後、市場拡大が見込まれるオーガニック食品の開発などに取り組んでおります。

このような中、昨年度、ステーションには約2,000件の相談が寄せられたほか、農業産出額や食料品・飲料等出荷額は構想に掲げる目標値を上回って推移し、食品関連産業生産額は構想改定時から約1,500億円増加するなど、着実に成果が現れております。

○本田利弘議員 ありがとうございます。構想改定時から1,500億円増加するというところで、成果が現れているということでございます。

続けて伺います。ローカルフードプロジェクト（L F P）の取組は、農林漁業者や加工・販売業者らの連携を強化し、それぞれの強みを出し合い、高付加価値化を図る取組として、私は非常に期待しているところであります。

2年前に質問した際に、全国でも先行し、

234者がL F Pプラットフォームに参画し、様々な商品やサービスの開発に取り組み、全国トップレベルとして、フードビジネスの関係部局が連携し、推進を図っている旨、答弁をいただいたところです。

私の経験からも、新商品の開発は一筋縄ではないものであり、販売後も顧客とキャッチボールをしながら、トライ・アンド・エラーを繰り返し、商品として完成度が高まっていくと考えます。

このため、商品開発段階のスタートアップの支援だけではなく、息の長い商品として定着させるため、国の予算等をしっかりと確保しながら、商品改良のサポートなど、継続した支援も必要だと感じております。

現在の本県におけるL F Pの現状と県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県では、新ビジネスの創出を目指し、現在、農業や加工・販売業など、308者の多様な事業者がローカルフードプロジェクトに参画し、多くの取組が生まれております。

例えば、西米良村のユズ産地が地域内外の製造業や大学等と連携し、香りを生かしたお菓子や青ユズの鮮度を保つ輸送方法を開発するなど、これまで80以上の新商品やサービスの開発が進んでおります。

県としましては、国の事業を活用し、これらの取組を支援するとともに、今年度より、パッケージデザインの変更や新たな取引先の開拓など、改良・改善を支援する事業を新設し、販路拡大につなげております。

今後とも、国の予算をしっかりと確保しながら、新商品やサービスの開発を支援してまいります。

○**本田利弘議員** 参画者も300者を超えるということで、様々なプロジェクトが進み、商品改良の支援創設により、長く愛される商品づくり等、非常に期待できる場所であります。引き続き、国の予算をしっかりと確保いただきながら、全国を牽引する取組として、このLFPをさらに活性化させ、フードビジネスの振興につなげていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、農業農村整備について伺います。

大淀川左岸土地改良区における倉永地区畑地かんがい施設は、広沢ダムを水源とした揚水機、幹線水路、パイプライン、水管理システムなど、多岐にわたる施設群によって地域農業の根幹を支えています。

本地区のパイプラインの状況については、2月の一般質問で管理対策について確認しましたが、平成初期に整備されたものが多く、経年劣化による亀裂や継ぎ手の緩みが漏水の原因となっております。

大淀川左岸土地改良区の受益地である倉永地区の漏水事故に対する抜本的な対策について、県の考えを農政水産部長に伺います。

○**農政水産部長（児玉憲明君）** 宮崎市高岡町の倉永地区は、これまで局所的な復旧工事を行ってきましたが、近年、特定の区間で、老朽化等が原因と思われるパイプラインの漏水事故が複数発生しており、抜本的な対策が必要であると考えております。

このため、当該区間について、施設の更新など国庫補助事業の令和9年度採択に向け、現在、関係機関と協議を進めているところです。

なお、施設の更新が完了するまでには一定程度の期間を要することから、その間、漏水事故が再発した場合には、地元負担等も考慮しながら、

施設管理者である土地改良区が行う復旧工事を支援することとしております。

今後とも、関係機関と連携して、農業用水の安定供給に努めてまいります。

○**本田利弘議員** ありがとうございます。令和9年度採択に向けてという前向きな答弁をいただきました。農業用水の安定供給に支障を来すだけではなく、地域住民の安全にも影響を及ぼすものであり、期間内での改修を強くお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、もう一つ、大淀川左岸土地改良区についてであります。

本地区の用水路や貯水施設において、珪藻類の異常繁殖による水の濁りが報告され、農業生産への影響が出ています。

珪藻類は通常、水質浄化に寄与する微生物ですが、栄養塩の偏在や水温上昇、流速の低下などの環境要因により異常繁殖すると、水の濁りによる作物への影響、水管理システムのセンサー誤作動やフィルターの手詰まり、水路内の付着による流量低下とメンテナンス負荷の増加等、就農者の生産性を阻害する大きな要因になっていきます。

珪藻類の発生に伴う農業用ハウス内のフィルター目詰まり解消に向けた対策について、農政水産部長に伺います。

○**農政水産部長（児玉憲明君）** 議員御指摘のとおり、大淀川左岸地区の一部の農業用ハウスでは、農業用水に珪藻類が混入したことにより、散水器具のフィルターが目詰まりするなどの影響が出ております。

このため、国、宮崎市及び土地改良区と連携して調査したところ、上流に位置する内山調整池に発生している珪藻類が原因と確認できたことから、この調整池や下流の管水路内の水をき

れいな水に入れ替えた結果、珪藻類の混入が減少し、一定の効果が見られたところです。

県としましては、生産者へ影響が出ないように、関係機関と連携しながら、珪藻類の発生状況を注視するとともに、調整池や管水路の水の管理について、土地改良区等へ指導・助言してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。本件は、この管理について、大淀川左岸土地改良区、宮崎市、県、そして国営事業と、様々な組織がそれぞれの立場で関係されております。農業者からも責任の所在の明確化などについての声をいただいているところでもありますので、農政水産部として責任ある対応をよろしくお願いいたします。

もう一問、高岡町小田元地区農道についてであります。

平成7年から農道整備に向けた調査・設計が進行、用地交渉や環境調査が開始され、令和6年の春に宮崎市へ譲与される予定で計画が進んでいました。

しかし、度重なる台風被害により、のり面の崩壊等があり、いまだに開通していない状況であります。久木野、小田元地区の皆様からは、早期に開通を求める要望を強くいただいております。

小田元地区農道の開通の見通しについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 宮崎市高岡町の小田元地区の県営基幹農道整備事業については、最後の区間である約2.2キロメートルの工事が令和5年度に完了し、その後、道路管理者として予定している宮崎市へ譲与手続の準備を行ってまいりました。

しかしながら、譲与前の令和6年6月と8月

の豪雨により、道路のり面の一部が崩壊したため、現在はのり面復旧工事等を行っており、今年度内には工事が完成する予定であります。

県としましては、工事完成後、速やかに宮崎市への譲与手続を行い、令和8年度早期に全線開通できるよう、宮崎市と協力して準備を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。本線は、昨年も国道268号ののり面からの出水による通行止めも発生するなど、迂回対応道路としても十分機能するものと捉えております。今期中の改修と来年度頭での宮崎市への譲与を強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、有害鳥獣被害対策について伺います。

宮崎県における有害鳥獣被害は、農林業の生産性低下のみならず、地域住民の生活環境や営農意欲に影響を及ぼしています。担当部によると、令和6年度の農林作物の被害額は4億円を超えると聞いております。被害は依然として深刻で、構造的な課題が浮き彫りになっております。今年は就農者から被害に対する声も多く聞かれている状況です。

有害鳥獣捕獲を担う狩猟者確保の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 有害鳥獣による農林作物等の被害を防止するため、狩猟の免許及び経験を有し、市町村等の依頼に応じて捕獲を行う有害鳥獣捕獲班員の確保は重要な課題ですが、令和6年度末の捕獲班員数は2,443人で、10年前と比較し、約5%減少している状況にあります。

このため県では、狩猟免許取得希望者を対象とした講習会や免許取得経費の一部助成を行うなど、新たな狩猟者の確保に取り組むとともに

に、捕獲班員の活動経費の助成や狩猟税の減免措置による負担軽減に加え、効率的な捕獲に向けた銃やわなの技術向上講習会を開催しております。

今後とも、市町村や猟友会と連携して、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

続けて伺います。現場では、担い手の高齢化、耕作放棄地の拡大、森林生態系の劣化など、より複雑で広域的な課題が顕在化しております。従来の対症療法的な施策だけでは限界ではないかと感じております。

農作物の鳥獣被害の低減に向けた新たな取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農作物の鳥獣被害を減少させるためには、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣を効果的に捕獲し、生息数を減らすことが重要であります。

このため県では、これまでの対策に加え、今年度から延岡市において、猿や鹿にGPSをつけ行動パターンを把握した上で、群れの出没する可能性が高い場所におりわなを設置し、センサーやICTにより、群れごと一斉捕獲を行う実証を支援することとしております。

また、昨年度、西米良村で実証したわなの捕獲通知システムにより、捕獲効率が高まることが確認できたことから、今年度は他地域での普及拡大に取り組んでいるところです。

今後とも、ICTの活用など、効果的、効率的な被害防止対策を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。ICTの活用など期待されるところでございます。

先日も就農者の方から、物価上昇の中で非常に痛手が大きいということを確認してまいりま

した。就農者も減少する中で、大きな問題でございますけれども、部局連携の上、対応強化をよろしくお願いいたします。

続きまして、特定外来生物駆除についてであります。

今年2月の一般質問でも確認しました、岩瀬ダムにおける外来水草であるボタンウキクサ駆除についてであります。

本年度、かなりのスピードで約80ヘクタールの水草を回収したという報告をいただいているところでございますが、一部を確認すると、いまだに個体の存在が確認されます。

岩瀬ダムにおけるウキクサの再繁茂対策の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 岩瀬ダムでは、水面を覆い尽くした約80ヘクタールのウキクサを、専用の回収船を活用し、5月までに除去を完了したところです。

また、学識者や専門家を交えた検討会において、ウキクサの根絶は難しいことから、ダム管理に支障のない低密度なレベルに抑制する管理を行うこととしました。

現在は、貯水池に流れ込む複数の支川に網を設置し、ウキクサの流入を防止するとともに、日常の巡視で回収するほか、早期発見のための関係機関との連絡体制の強化等を継続しており、現状では繁茂の拡大は確認されておらず、低密度の状態を維持しております。

今後とも、関係機関と連携しながら再繁茂防止に努め、ダム貯水池の適切な管理に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。適切な管理を行っていただき、再繁茂防止をよろしくお願いいたします。

外来植物であるナガエツルノゲイトウが2020

年以降、全国で新規定着が相次いで報告されているところであります。九州北部県、鹿児島県で既に確認されておりまして、宮崎県は地理的・気象的条件から侵入リスクが極めて高いと懸念しております。

本種は節や根の断片から容易にクローン再生するため、物理的除去が難しいということでありまして、水田や水路で繁茂すると、農業用水施設の機能低下、稲の収量減少、河川、ため池などの生態系攪乱など、農業、環境双方に深刻な影響を及ぼしているようでございます。

ナガエツルノゲイトウの侵入状況と県の対応について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） ナガエツルノゲイトウは、南米原産の植物で、繁殖力が強く、生態系や農業へ悪影響を及ぼすことから、特定外来生物に指定されております。

環境省によると、観賞用として国内に持ち込まれたものが、水路、河川などに広がったと考えられており、国内では、平成元年に兵庫県で初めて確認され、現在、29都府県に広がっておりますが、これまで県内への侵入は確認されておられません。

この植物は、一旦侵入すると完全に駆除することが困難なことから、初期対応が極めて重要であります。

このため、今後、関係機関と連携し、早期発見のための情報収集を行うとともに、県民への注意喚起や防除方法の周知、早期駆除の呼びかけを行ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。持ち込ませないことが大前提にはなりますが、早期発見、早期駆除ができるよう、注意喚起等を強く要望いたします。

続きまして、学校事務、教育行政職について

伺います。

先日、学校事務職員の採用及び育成制度が全国でも最も整備されていると言われる佐賀県を訪問し、佐賀市教育委員会にて調査を行いました。佐賀県では、共同学校事務室のリーダー全員が管理職事務長として配置され、学校事務職員の育成やキャリアステージの整備が進んでおります。

制度設計を担ってこられた佐賀市教育委員会の学校事務指導員、古川治氏から直接お話を伺いました。佐賀県は以前、学校事務職制度で先進県であった宮崎県を目標に制度を整え、一度、知事部局と教育委員会の採用任用の一本化に踏み切りましたが、県教育委員会が主体的に任用できる制度に見直し、現制度を構築できたと伺いました。

また、その中で特に印象に残った言葉は、「学校の教師に授業に専念してもらうために、佐賀県の学校事務職員は何でもやります」という言葉でした。これは、全国的な課題となっている学校経営への参画や働き方改革への貢献を、学校事務職員が担っていることを端的に示したものだと感じました。

一方、宮崎県においては、採用任用が一本化され、知事部局からの出向者が多く、臨時的任用職員比率も全国の中でも高い状況です。そのため、学校事務に精通した人材が育ちにくい状況が長らく続いていると認識しています。

佐賀県の事例は、教師が授業に専念できる環境づくりに直結しており、教育の質そのものを高める仕組みであると強く実感しました。

宮崎県では、共同学校事務室の導入により、事務の効率化と教職員の負担軽減に一定の成果をもたらしておりますが、制度の成熟には至っておらず、地域間格差、育成体制の不備など、

複合的な課題が顕在化しております。

宮崎県の共同学校事務室の職員配置の現状と課題について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 市町村立小中学校には、事務職員が原則1人配置されておりますが、市町村教育委員会において、県内64地区に、事務の効率化や適正化を目的に、複数の学校の事務を共同で処理する共同学校事務室が設置されております。

また、共同学校事務室を管理・統括するため、その中心となる学校に、総務及び財務事務等に精通した職員を共同学校事務室長として配置しており、適切に運営されております。

しかしながら、職員確保が厳しくなる中、ベテランの職員は減少しており、共同学校事務室長を担う経験豊富な人材を安定的に確保することが課題であると認識しております。

○本田利弘議員 ありがとうございます。共同学校事務室を担う人材を安定的に確保することが課題であるとの答弁でございました。

「室長は一定の責任を持って仕事をする。また、室の職員に対して職務上の指示・監督を行う」とあり、現配置の中で業務に対応できるのか疑問になります。

今後も共同学校事務室の機能を維持していくための人材確保及び育成にどう取り組むのか、教育長の御見解を伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校事務に精通した職員が減少する中、共同学校事務室の役割を的確に果たしていくためには、室長の役割が大変重要と考えております。

このため、教育行政職員の採用及び知事部局との交流人事を継続的に行うとともに、将来的に室長になり得る人材を育成するため、マネジメント能力の向上を図るための研修会の実施

や、国や知事部局等へ職員を派遣し、幅広い業務経験を積ませるなどの取組を行っております。これらの取組を通して、教育への深い理解と意欲を持つ職員の確保・育成を図ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。宮崎県においても、未来を担う子供たちの学びの環境を整えるため、学校事務職員の育成やキャリアステージの整備は、単に学校事務職員の働きやすさ向上だけではなく、教員の多忙化解消や学校運営全体の質向上に直結します。

宮崎県においても、学びの環境を整えるため、学校事務職員の育成やキャリアステージの整備等、制度改善を強く要望いたします。

続きまして、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺についてであります。

山下寿議員の代表質問でも触れられましたが、令和7年度上半期、宮崎県の特殊詐欺被害額は2.3億円と、過去10年間で最悪を記録したということでもあります。その中でも、特にニセ警察詐欺が突出し、若年層被害の拡大が顕著との結果が報道されております。

全国状況も、警察庁の暫定値にはなりますが、ニセ警察詐欺の被害額は約389.3億円に上っているようでございます。

本県の上半期における特殊詐欺で増加している手口と現状について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 県内の上半期の特殊詐欺で増加している手口は、架空料金請求詐欺とオレオレ詐欺であります。

架空料金請求詐欺は、認知31件、被害額約3,340万円で、前年より11件、約860万円増加しております。

主な手口は、インターネット上の副業紹介サ

イトの登録サポート、未納料金、パソコンウイルス駆除費用等の名目で現金をだまし取る手口が増加しております。

オレオレ詐欺は、認知22件、被害額約1億9,250万円で、前年より4件、約1,726万円増加し、被害額は特殊詐欺全体の8割を占めています。

オレオレ詐欺のほとんどは、警察官を装い、資金調査名目で現金をだまし取る手口で、被害は若年層から高齢者まで幅広い世代に及んでいます。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

続けて伺いますが、オレオレ詐欺のほとんどが、警察官を装い、現金等をだまし取る手口、ニセ警察詐欺との答弁でした。

警察官をかたる詐欺の手口と、県民としてどのような対応を取ればよいのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 県内でも急増している警察官をかたる詐欺は、警察官を名のり、「あなたの口座が犯罪に使われている」とか「逮捕を逃れるためには全財産を調べる必要がある」などと不安をあおり、資金調査を名目として現金などをだまし取る悪質な手口です。

県民の皆様に御認識していただきたい点を改めて申し上げます。

警察は、LINEなどのSNSで県民の皆様に連絡することはありません。また、警察手帳や逮捕状の画像を送ったり、ビデオ通話で見せたりすることはありません。捜査などの名目で現金や金塊などを要求することはありません。

少しでも不審に感じたら、迷わず警察相談専用電話「#9110」に相談していただきたいと考えております。

県警では、県民が特殊詐欺等の被害に遭わな

いように、広報啓発や官民連携をさらに強化し、被害防止対策を推進してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。県民の皆様が警察官を名のる人物からの電話等を受けた場合に、冷静さを失うのは十分に理解できます。広報啓発、関係機関との連携を強化いただくよう要望いたします。

続きまして、外国人材確保・雇用対策についてでございます。

宮崎県における外国人労働者の存在は、産業維持と地域の持続可能性を左右する重要な要素となっております。

県内の外国人労働者は8,515人、全国シェアは0.37%と小規模になりますが、伸び率は過去最高で前年比121.3%と高い状況になりました。しかし、現状では技能実習依存が高く、長期定着や産業高度化に向けた制度設計も十分ではありません。

6月定例会で二見議員の一般質問に対して、インドネシアとの連携強化について総合政策部長から話がなされました。8月に部局としてインドネシアへの視察も行われているようです。

外国人材確保におけるインドネシアとの連携について、今後どのように進めていくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 国内外において外国人材の獲得競争が激化する中、さらなる外国人材の受入れを促進するには、送り出しを行う国との関係構築が大変重要であります。

このため県では、これまでベトナムを中心に人材確保の取組を進めてきましたが、インドネシアについては、人口増加を背景に、国策として海外への人材の送り出しを強化しており、また、実際に現地を訪問した事業者からは、日本での就労を目指す若者の明るい人柄や勤勉さを

高く評価する声もあるなど、有望な連携先であると考えております。

今後は、インドネシアの送り出し機関に対して、オンラインにより県内事業者のPRを行うほか、県として現地を訪問し、関係機関との信頼関係を構築するなど、外国人材の確保に向け、積極的な取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。福祉保健部において、外国人介護人材マッチング支援事業も、昨年のベトナムに続き、今年もインドネシアで8月に実施されて、先ほども答弁がございましたけれども、一定の効果があったということを伺っております。外国人採用に関する関連部局間の連携強化をよろしくお願いいたします。

もう一つ質問でございますが、外国人労働者が地域に定着するためには、住宅、医療、教育、日本語学習など、生活基盤の安定が不可欠であります。現状、言語・文化の壁や住宅確保の困難さが地域定着を妨げています。

県として、日本語教育の地域インフラ化、住宅確保支援、子供の学習支援など包括的な生活支援策を、自治体、企業、NPOと連携して強化することが必要だと感じます。

外国人材の地域社会への定着を進めるため、これまでの取組及び成果を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 少子高齢化、人口減少の進展に伴い、外国人材が増加する中、外国人材の地域社会への定着を進めるためには、受入れ環境の整備が重要であります。

県ではこれまで、外国人への日本語学習支援として、日本語の習熟度に応じて、対面またはオンラインで講座を開催し、昨年度は延べ1,125人が受講されております。

また、ワンストップで生活面での相談を受け付ける外国人サポートセンターを設置し、昨年度は、就職や医療など270件の相談が寄せられており、解決に向けた適切な情報提供や関係機関への窓口案内を行ったところです。

今後とも、外国人が安心して生活できるよう、国や市町村等と連携しながら、受入れ環境のさらなる充実を図ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。外国人労働者の獲得と地域社会との共生は両輪であります。双方が連携して、選ばれる宮崎を確立していただくことをよろしくお願いしたいと思います。

では、最後の質問になります。宮崎県における偉人・先覚者顕彰・PRについて、知事に伺いたいと思います。

宮崎県は、歴史、文化、教育の各分野において、全国的に顕彰すべき人物を輩出してきました。日高議員の代表質問でも若山牧水賞について答弁がございました。

それぞれ先覚者の顕彰会等が様々な活動を実施されております。

例えば小村寿太郎公は、ポーツマス条約締結から120年を迎えることもあり、日南市がPRされております。在京宮崎県人会の歴史も小村寿太郎公の慰労会が設立の起源であり、ゆかりの皆様により、隔月で青山墓地の墓参を継続されております。

高木兼寛先生においても同様に、顕彰会により、青山墓地への墓参と関係団体との交流会など、地道に活動を継続されております。また、昨年は、慈恵会医科大学OB会など関係者の推薦により、高木兼寛と森林太郎のかっけ論争を取り上げた演劇「須く、一步進む」が東京で公演され、顕彰に広がりを見せております。

しかし、先覚者の功績が十分に県民、国内外に共有されておらず、人々への浸透度は限定的です。先覚者の顕彰は、単なる歴史教育ではなく、観光資源や地域ブランド化、人材育成の基盤として、戦略的に活用すべきであると捉えます。

郷土先覚者の顕彰に今後どのように取り組んでいくのか、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 日本の歴史の中で大きな功績を残された郷土先覚者を顕彰することは、地域の歴史や文化を県民の皆様に広く伝え、郷土への誇りや愛着を醸成する上で、大変重要なことであると考えております。

このため、顕彰の一環として、宮崎県の父・川越進氏や明治の外交官・小村寿太郎氏、ビタミンの父・高木兼寛氏など、郷土先覚者の銅像について、官民が連携して総合文化公園等に建立してきたところであります。

また、県では、その偉業に関心を持ってもらうため、郷土先覚者の生涯を分かりやすく紹介した漫画本の作成・配布、さらにホームページやSNSを活用した啓発などにより、本県の郷土先覚者の認知度向上に向けた県内外への情報発信に取り組んでいるところであります。

様々な先人の功績を敬意を持って受け止め、それを後世につないでいくこと、またその業績に学ぶということは、我々の重要な責務であると考えております。

例えば、海外に目を向けることで、日本の外交や医療に小村寿太郎氏や高木兼寛氏は貢献してきた。そのことに絡めて、先ほどのインドネシアに関して少し触れますと、今日、この後、インドネシアの陸上競技関係者がいらっしゃいます。今、世界陸上が行われておりますが、それとは別のアジアの大会を前に、本県で長期の

合宿に入られるということでもあります。

大変ありがたいことでもありますし、今、インドネシアとの関係では、ハラール対応の宮崎牛の輸出等の取組を進めているところであります。インドネシアは、人口2億を超す間違いなくアジアの人口大国、経済大国として、ますます存在感を発してまいりますので、こういうスポーツや食を通じてその関係を深め、先ほど来の人材確保の議論、さらには経済、観光の交流を深めてまいりたい、そのように考えているところであります。

郷土先覚者の顕彰につきましては、今後とも、市町村や関係団体と連携を図りながら、積極的に推進してまいります。

○本田利弘議員 御答弁ありがとうございます。食、スポーツ、観光ということで、海外との連携ということも今お話をつけていただきました。ありがとうございます。

宮崎市では、当市ゆかりの高木兼寛先生の功績顕彰の検討をされて、先ほど御紹介しましたけれども、昨年公演された演劇作品「須く、一歩進む」を新たなPR手法として注目し、現在開催中の市議会への補正予算提案がされたようでございます。

宮崎を代表する先覚者として、宮崎市と連携し、御支援、御協力いただくことをぜひよろしくお願いしたいと思っております。

また、県議会図書室に司書の松井さんが高木先生のコーナーをつくってくれております。ぜひ議員の皆様も、吉村昭氏による先生の小説「白い航跡」等もございますので、御確認いただくとありがたいなというところでございます。

以上、宮崎県総合計画アクションプランから国庫補助金の獲得、農林業、教育行政職、外国

人材確保、宮崎先覚者の顕彰について質問してまいりました。

事業を展開していくに当たり、県民の皆様の声を受け止め、向かう方向としては「安心と希望の宮崎を創る」であります。根底にある基本理念をよりどころに目的を明確にし、ぶれない政策を実現していくことが大変重要であると思っております。この理念実現を目指し、日々取組を私ども続けてまいりたいと思っております。

本質問に関しまして、財政課をはじめ、関係部局の皆様に何度も足をお運びいただきました。趣旨の確認をいただきまして、本当にありがとうございました。

感謝を申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

